

第 7 号議案

久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、特別職非常勤職員として久留米市社会教育指導員を定める規則が必要なくなるため、規則を廃止しようとするものである。

久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則

久留米市社会教育指導員設置規則（昭和48年久留米市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第 8 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の任期が令和 2 年 3 月 3 1 日をもって満了するので、その委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
江藤 洋子	西国分	R2.4.1 ～ R4.3.31	山下 みゆき	南薫	R2.4.1 ～ R4.3.31
松本 征子	西国分		村井 健太郎	南薫	
本田 臣	西国分		小川 直樹	南薫	
権藤 宏一	西国分		高田 忠實	鳥飼	
良永 尚史	荘島		小川 初代	鳥飼	
辻上 淳子	荘島		亀山 善万	鳥飼	
内田 美和子	日吉		秋山 智彦	長門石	
野口 久幸	日吉		吉田 紀子	長門石	
田中 紀美代	篠山		清原 稔大	小森野	
松石 清亮	篠山		伊福 恵里	小森野	
松本 純一	京町		高松 信子	金丸	
坂井 ふち子	京町		富安 多恵子	金丸	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
吉川 栄樹	金丸	R2.4.1 ～ R4.3.31	岡 和子	合川	R2.4.1 ～ R4.3.31
森山 英司	金丸		吉岡 哲也	合川	
田中 真二	東国分		今川 清	上津	
井手 光宏	東国分		中尾 忠市	上津	
笠 純代	東国分		村山 一也	上津	
矢島 俊夫	南		後藤 量造	上津	
檜原 美香	南		梅野 忠光	高良内	
村坂 康信	南		近藤 誠	高良内	
泉 明子	南		金沢 恵美子	高良内	
豊福 哲治	山川		陣内 博	宮ノ陣	
池淵 さをり	山川		山口 高洋	宮ノ陣	
石橋 良子	御井		石山 育代	宮ノ陣	
江藤 和代	御井		小屋松 幸子	山本	
矢野 彰	御井		井上 隆一	山本	
田中 千浪	合川		合原 一範	草野	
寺田 耕一	合川		大塚 亮一	草野	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
谷 敬子	荒木	R2.4.1 ～ R4.3.31	津留崎 みゆき	津福	R2.4.1 ～ R4.3.31
池田 千年	荒木		村上 里子	津福	
一木 美香	荒木		岡 義國	田主丸	
緒方 勉	荒木		久保田 直子	田主丸	
古賀 英明	大善寺		大熊 友啓	水縄	
椿原 武	大善寺		南蘭 浩一	水縄	
亀山 保典	安武		郷原 詔之	川会	
原口 吉郎	安武		今村 武文	川会	
高田 美保子	善導寺		古賀 学	船越	
金子 政隆	善導寺		倉富 信枝	船越	
草場 由美	大橋		小西 裕也	水分	
秋永 芳松	大橋		江口 義臣	水分	
藤田 士郎	青峰		浦 浩隆	竹野	
	青峰		原 光明	竹野	
上野 慶三	津福		田中 昭則	柴刈	
田中 秀和	津福		牟田 幸宏	柴刈	

氏名	校区	任期	氏名	校区	任期
轟 俊治	弓削	R2.4.1 ～ R4.3.31	渡邊 久子	城島	R2.4.1 ～ R4.3.31
檜橋 一彦	弓削		塩塚 忠臣	江上	
古賀 治寿	大城		過能 香織	江上	
川原 真一	大城		富田 正孝	青木	
森川 誠	北野		吉武 敦子	青木	
古賀 喜美子	北野		堤 信也	犬塚	
田村 陽介	金島		木下 慶	犬塚	
原 整	金島		田原 直	三瀨	
江島 利孝	浮島		江嶋 宏春	三瀨	
末次 弘明	浮島		高山 裕明	西牟田	
松延 安幸	下田		山下 和代	西牟田	
大津 美弥	下田				
野口 寿穂	城島				

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
西国分	江藤 洋子	西国分	江藤 洋子
西国分	松本 征子	西国分	松本 征子
西国分	本田 臣	西国分	本田 臣
西国分	権藤 宏一	西国分	権藤 宏一
荘島	良永 尚史	荘島	良永 尚史
荘島	辻上 淳子	荘島	辻上 淳子
日吉	内田 美和子	日吉	内田 美和子
日吉	—————	日吉	*野口 久幸
篠山	田中 紀美代	篠山	田中 紀美代
篠山	松石 清亮	篠山	松石 清亮
京町	松本 純一	京町	松本 純一
京町	坂井 ふぢ子	京町	坂井 ふぢ子
南薫	山下 みゆき	南薫	山下 みゆき
南薫	村井 健太郎	南薫	村井 健太郎
南薫	小川 直樹	南薫	小川 直樹
鳥飼	高田 忠實	鳥飼	高田 忠實
鳥飼	中山 良彦	鳥飼	小川 初代
鳥飼	小川 初代	鳥飼	*亀山 善万
長門石	秋山 智彦	長門石	秋山 智彦
長門石	吉田 紀子	長門石	吉田 紀子
小森野	清原 稔大	小森野	清原 稔大
小森野	伊福 恵里	小森野	伊福 恵里
金丸	高松 信子	金丸	高松 信子
金丸	富安 多恵子	金丸	富安 多恵子

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金丸	吉川 栄樹	金丸	吉川 栄樹
金丸	森山 英司	金丸	森山 英司
東国分	上赤 俊昭	東国分	田中 真二
東国分	田中 真二	東国分	井手 光宏
東国分	井手 光宏	東国分	笠 純代
東国分	笠 純代	南	矢島 俊夫
南	矢島 俊夫	南	檜原 美香
南	檜原 美香	南	村坂 康信
南	村坂 康信	南	泉 明子
南	泉 明子	山川	豊福 哲治
山川	豊福 哲治	山川	池淵 さをり
山川	池淵 さをり	御井	石橋 良子
御井	石橋 良子	御井	江藤 和代
御井	江藤 和代	御井	矢野 彰
御井	矢野 彰	合川	田中 千浪
合川	田中 千浪	合川	寺田 耕一
合川	寺田 耕一	合川	岡 和子
合川	岡 和子	合川	吉岡 哲也
合川	吉岡 哲也	上津	今川 清
上津	今川 清	上津	中尾 忠市
上津	中尾 忠市	上津	村山 一也
上津	村山 一也	上津	*後藤 量造
上津	乙丸 伸雄	高良内	梅野 忠光
高良内	梅野 忠光	高良内	近藤 誠

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
高良内	堀川 成子	高良内	* <small>かなざわ</small> 金沢 <small>えみこ</small> 恵美子
高良内	近藤 誠	宮ノ陣	<small>じんのうち</small> 陣内 <small>ひろし</small> 博
宮ノ陣	陣内 博	宮ノ陣	<small>やまぐち</small> 山口 <small>たかひろ</small> 高洋
宮ノ陣	山口 高洋	宮ノ陣	<small>いしやま</small> 石山 <small>やすよ</small> 育代
宮ノ陣	石山 育代	山本	<small>こやまつ</small> 小屋松 <small>ゆきこ</small> 幸子
山本	小屋松 幸子	山本	<small>いのうえ</small> 井上 <small>りゅういち</small> 隆一
山本	井上 隆一	草野	<small>ごうばる</small> 合原 <small>かずのり</small> 一範
草野	執行 敬史	草野	* <small>おおつか</small> 大塚 <small>りょういち</small> 亮一
草野	合原 一範	荒木	<small>たに</small> 谷 <small>けいこ</small> 敬子
荒木	谷 敬子	荒木	<small>いけだ</small> 池田 <small>ちとし</small> 千年
荒木	池田 千年	荒木	<small>いちき</small> 一木 <small>みか</small> 美香
荒木	一木 美香	荒木	<small>おがた</small> 緒方 <small>つとむ</small> 勉
荒木	緒方 勉	大善寺	<small>こが</small> 古賀 <small>ひであき</small> 英明
大善寺	古賀 英明	大善寺	<small>つばきはら</small> 椿原 <small>たけし</small> 武
大善寺	椿原 武	安武	<small>かめやま</small> 亀山 <small>やすのり</small> 保典
安武	亀山 保典	安武	<small>はらぐち</small> 原口 <small>よしろう</small> 吉郎
安武	原口 吉郎	善導寺	<small>たかだ</small> 高田 <small>みほこ</small> 美保子
善導寺	高田 美保子	善導寺	<small>かねこ</small> 金子 <small>まさたか</small> 政隆
善導寺	金子 政隆	大橋	<small>くさば</small> 草場 <small>ゆみ</small> 由美
大橋	草場 由美	大橋	<small>あきなが</small> 秋永 <small>よしまつ</small> 芳松
大橋	秋永 芳松	青峰	* <small>ふじた</small> 藤田 <small>しろう</small> 士郎
青峰	得丸 繕嗣	青峰	—————
青峰	河野 英樹	津福	<small>うえの</small> 上野 <small>けいぞう</small> 慶三
津福	上野 慶三	津福	<small>たなか</small> 田中 <small>ひでかず</small> 秀和

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
津福	田中 秀和	津福	津留崎 ^{つるきま} みゆき
津福	津留崎 ^{つるきま} みゆき	津福	村上 ^{むらかみ} 里子 ^{さとこ}
津福	村上 里子	田主丸	岡 ^{おか} 義國 ^{よしくに}
田主丸	岡 義國	田主丸	久保田 ^{くぼた} 直子 ^{なおこ}
田主丸	久保田 直子	水縄	大熊 ^{おおくま} 友啓 ^{ともひろ}
水縄	大熊 友啓	水縄	南園 ^{みなみぞの} 浩一 ^{こういち}
水縄	南園 浩一	川会	郷原 ^{ごうはら} 詔之 ^{のりゆき}
川会	澤田 幸雄	川会	*今村 ^{いまむら} 武文 ^{たけふみ}
川会	郷原 詔之	船越	古賀 ^{こが} 学 ^{まなぶ}
船越	古賀 学	船越	*倉富 ^{くらとみ} 信枝 ^{のぶえ}
船越	田中 秀一	水分	小西 ^{こにし} 裕也 ^{ひろえ}
水分	小西 裕也	水分	*江口 ^{えぐち} 義臣 ^{よしおみ}
水分	光行 康秀	竹野	浦 ^{うら} 浩隆 ^{ひろたか}
竹野	浦 浩隆	竹野	原 ^{はら} 光明 ^{みつあき}
竹野	原 光明	柴刈	田中 ^{たなか} 昭則 ^{あきのり}
柴刈	田中 昭則	柴刈	牟田 ^{むた} 幸宏 ^{ゆきひろ}
柴刈	牟田 幸宏	弓削	轟 ^{とどろき} 俊治 ^{としはる}
弓削	黒岩 晴夫	弓削	*檜橋 ^{ならはし} 一彦 ^{かずひこ}
弓削	轟 俊治	大城	古賀 ^{こが} 治寿 ^{はるひさ}
大城	古賀 治寿	大城	川原 ^{かわはら} 真一 ^{しんいち}
大城	川原 真一	北野	森川 ^{もりかわ} 誠 ^{まこと}
北野	森川 誠	北野	古賀 ^{こが} 喜美子 ^{きみこ}
北野	古賀 喜美子	金島	田村 ^{たむら} 陽介 ^{ようすけ}
金島	田村 陽介	金島	原 ^{はら} 整 ^{ひとし}

旧 名 簿		新 名 簿	
校区	氏 名	校区	氏 名
金島	原 整	浮島	江島 ^{えしま} 利孝 ^{としか}
浮島	江島 利孝	浮島	* 末次 ^{すえつぐ} 弘明 ^{ひろあき}
浮島	渡邊 利茂枝	下田	松延 ^{まつのぶ} 安幸 ^{やすゆき}
下田	松延 安幸	下田	大津 ^{おおつ} 美弥 ^{みや}
下田	大津 美弥	城島	野口 ^{のぐち} 寿穂 ^{ひきお}
城島	野口 寿穂	城島	渡邊 ^{わたなべ} 久子 ^{ひさこ}
城島	渡邊 久子	江上	塩塚 ^{しおつか} 忠臣 ^{ただおみ}
江上	塩塚 忠臣	江上	過能 ^{かのを} 香織 ^{かおり}
江上	過能 香織	青木	富田 ^{とみた} 正孝 ^{まさたか}
青木	富田 正孝	青木	吉武 ^{よしたけ} 敦子 ^{あつこ}
青木	吉武 敦子	犬塚	堤 ^{つつみ} 信也 ^{しんや}
犬塚	樋掛 保	犬塚	* 木下 ^{きのした} 慶 ^{けい}
犬塚	堤 信也	三瀨	田原 ^{たはら} 直 ^{すなお}
三瀨	田川 隆博	三瀨	* 江嶋 ^{えしま} 宏春 ^{ひろはる}
三瀨	田原 直	西牟田	高山 ^{たかやま} 裕明 ^{ひろあき}
西牟田	高山 裕明	西牟田	山下 ^{やました} 和代 ^{かずよ}
西牟田	山下 和代		

*は、新任委員

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 9 号議案

久留米市スポーツ推進計画について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

平成 1 9 年 3 月に策定した久留米市スポーツ振興基本計画（平成 2 5 年 3 月一部見直し）について、令和元年度に計画の終期をむかえるにあたり、名称を久留米市スポーツ推進計画と改め、令和 2 年度から令和 7 年度までの計画として策定しようとするものである。

議案資料 別冊

久留米市スポーツ推進計画(案)に対する パブリック・コメントの結果について

令和2年2月3日(月)から令和2年3月3日(火)までの期間で、久留米市スポーツ推進計画(以下「計画」という)(案)についてのパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1 **実施期間** 令和2年2月3日(月)～令和2年3月3日(火)

2 **意見件数** 12件(1団体)

3 **提出方法**

方 法	人数・団体数	件 数
持 参	0	0
郵 送	0	0
電子メール	1	12
合 計	1	12

4 **意見の内訳**

区 分	件 数
計画全般	0
第Ⅰ章 久留米市のスポーツ政策の現状と課題	0
第Ⅱ章 久留米市スポーツ推進計画	0
第Ⅲ章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み	11
第Ⅳ章 施策の推進に向けて	1
その他	0
合計	12

5 **意見の概要と意見に対する市の考え方**

計画(案)に対するご意見の概要と市の考え方は【別添1】のとおりです。

久留米市スポーツ推進計画(案)に対する意見の概要及び市の考え方

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
1	団体	P17	<p>I スポーツ参画人口の拡大 1 スポーツ機会の提供・充実</p> <p>とてもいい提案がなされていると思いますが②か③のところに「多世代交流」と言う文言が欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、スポーツ参画人口の拡大及びスポーツイベントの充実には、「多世代交流」の視点も必要であると考えております。</p> <p>計画(案) P17『1 ②市民参加型スポーツイベントの充実』では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が・・・の表現に包含されるものと考えております。</p> <p>また、『1 ③地域におけるスポーツ講座・イベントの充実』では、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】(一部抜粋) ・・・スポーツ講座やイベントについて・・・</p> <p>【修正後】(一部抜粋) ・・・スポーツ講座や <u>多世代交流も図ることができる</u> イベント等について・・・</p> <p>併せて、P22『1 ②総合型クラブの普及・啓発』も以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】(一部抜粋) 地域でのスポーツを通じた各種事業を行う総合型クラブの・・・</p> <p>【修正後】(一部抜粋) 地域でのスポーツを通じ、<u>多世代交流など</u> 各種事業を行う総合型クラブの・・・</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
2	団体	P18	<p>2 学校体育及び部活動の充実</p> <p>中学校部活動について国の方針が出た時に教育委員会だけでなく総合型地域スポーツクラブや外部指導者の意見や実施の協力を取り入れていただけるようにしてほしい。</p>	<p>学校体育と総合型クラブの連携については、計画（案）P18『2 ②学校体育及び部活動への連携した外部指導者の活用』の中で取り組んでいるところです。</p> <p>なお、平成29年度から30年度に出された国・県の部活動に係る方針等に基づき、今年度策定した市部活動方針では、部活動の持続性を維持する観点から、保護者や地域の理解と協力を促進することとしています。</p> <p>（案のとおり）</p>
3	団体	P18	<p>3 アスリートの競技力向上</p> <p>選手はもとより、指導者・保護者も互いが協力し勉強できる体制づくりが必要だと思う。</p>	<p>ご意見の指導者・保護者も互いに向上できる環境づくりは、必要であると考えており、計画（案）ではP18『3 ①ジュニアアスリートの競技力向上』、『3 ④スポーツ医科学を活用した競技者の支援』、加えて、P19『1 ①各種スポーツ講習等の情報提供』、『1 ②運動・スポーツ指導者養成のための講習会開催』の中に、包含されるものと考えております。</p> <p>（案のとおり）</p>
4	団体	P19	<p>Ⅱ スポーツ環境の基盤となる 「人材」と「場」の充実</p> <p>1 指導者の育成・支援</p> <p>スポーツ指導者の海外研修など世界のスポーツ事情を勉強できる機会を支援していただける内容が欲しい。</p>	<p>ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p> <p>（案のとおり）</p> <p>【補足】</p> <p>国の第2期スポーツ基本計画中、『国際競争力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備』の項目で対応していく内容がございます。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
5	団体	P20	<p>2 スポーツ関連団体の組織強化・連携</p> <p>総合型地域スポーツクラブが地域や公共のスポーツ・運動・公園等の施設管理業務委託が優先的に行えるような一文を入れてほしい。</p>	<p>現在、体育施設の管理は、本市の定める『指定管理者制度運用のガイドライン』に沿って実施しております。</p> <p>(案のとおり)</p>
6	団体	P20	<p>総合型地域スポーツクラブがない地域も近隣のクラブと連携して活動を行えるような体制づくりができるようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見の内容については現行の総合型地域スポーツクラブの活動に含まれているものと認識しております。</p> <p>(案のとおり)</p>
7	団体	P20	<p>スポーツを活性化するために市役所内の他のセクションと体育行政や総合型地域スポーツクラブなどが計画・企画・立案の段階連携が取れる体制をつくって欲しい。</p>	<p>本計画(案)策定の中で、市の関係部局と協議を重ねるとともに、総合型クラブなど各スポーツ団体からのご意見を聴取するなど、関係団体とも連携しております。</p> <p>今後もスポーツの活性化のため、関係機関等と連携を深め、各種事業の展開を図ってまいります。</p> <p>(案のとおり)</p>
8	団体	P21	<p>市民が使いやすいスポーツ・健康の施設だけでなく公園整備等で特に子どもたちの遊び場づくりをしてほしい。</p>	<p>本計画(案) P21『2 ①都市計画公園等の整備』の項目の中で、子どもの遊び場づくりの内容についても包含されるものと考えております。</p> <p>(案のとおり)</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
9	団体	P22	<p>Ⅲ スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現</p> <p>障がい者と健常者が普通に活動できるように推進する一文、また、障がい者を含めたところの「共存・共栄」の文言を入れていただきたい。</p>	<p>ご意見の点につきましては、P22の2行目から4行目までの「年齢や性別、障害の有無に関わらず、だれもが・・・」という文言で整理しており、この中に包含されるものと考えております。</p> <p>なお、この点につきましては（一社）福岡県障がい者スポーツ協会にも確認しているところです。</p> <p>（案のとおり）</p>
10	団体	P23	<p>E：スポーツを活かした地域の活性化</p> <p>久留米にはスポーツ合宿ができる施設がないのでキャンプ場を含めスポーツ合宿の誘致ができるように努めていただきたい。</p>	<p>本計画（案）P24『1 ①スポーツコンベンション誘致による地域活性化』の中でご意見の内容を記載しております。</p> <p>久留米市でのスポーツ合宿誘致については、スポーツ関係団体や宿泊施設等と連携し、取り組んでいるところです。</p> <p>（案のとおり）</p>
11	団体	P24	<p>学校ホームページでの体育情報の発信は働き方改革の上でもさらに学校に負担をかけることになるので総合型地域スポーツクラブなどが久留米市全体を網羅した情報発信のSNSや機関誌発行を行った方がよいと思う。</p> <p>施設側と利用者・読者等が連携して各スポーツ等を盛り上げていけるようにしていきたい。</p>	<p>学校ホームページでは、体育行事や部活動以外の各種情報を発信しております。</p> <p>ご意見の久留米市全体の情報発信などについては、本計画（案）P24『3 ①スポーツ関連情報の発信』の中で取り組んでおりますが、関係機関との連携については以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】（一部抜粋） ……イベント等の情報を市内外に積極的に発信することで……</p> <p>【修正後】（一部抜粋） ……イベント等の情報を、<u>関係機関等と連携し</u>市内外に積極的に発信することで……</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
12	団体	P25	<p>IV章 施策の推進に向けて</p> <p>計画の推進体制の図はもう少し全体が連携しているものをお願いしたい。 一般市民がみてもわかりやすいものにしていただきたい。 例 3つの輪など・・・</p>	<p>計画の推進には市と市体育協会が車の両輪として連携を強め、取り組むことが重要であると考えます。</p> <p>そのため、図の中央に市と市体育協会を据え、関係機関等との連携を図る構図としております。</p> <p>(案のとおり)</p>

○スポーツ基本法（抜粋）

（平成二十三年六月二十四日）

（法律第七十八号）

第七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（平二六法七六・一部改正）

第 1 0 号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第104条及び第135条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	令和2年 4月1日 ～ 令和3年 3月31日
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	
	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事	
	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士	
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	令和2年 4月1日 ～ 令和3年 3月31日
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	
	田坂 公	福岡大学商学部教授	
久留米特別 支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長	令和2年 4月1日 ～ 令和3年 3月31日
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	
	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長	
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 エスネット理事	
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長	
	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長
	北島 香代子	株式会社九州総合保険センター代表取締役 日本損害保険代理業協会理事	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事
	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士
	轟 照隆	元PTA会長	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員
南筑高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一	元PTA会長
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長
	田坂 公	福岡大学商学部教授	田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長
	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 元南薫小学校通級指導教室担当者	※金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 エスネット理事
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長
	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 1 号議案

久留米市教育振興プラン（久留米市教育振興基本計画）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度から令和 7 年度までの、市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、久留米市教育振興プランを定めようとするものである。

議案資料 別冊

○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

久留米市教育振興プラン（案）に対する 意見募集の結果について

令和2年2月3日（月）から3月3日（火）まで、久留米市教育振興プラン（案）について、市民の皆様からのご意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

なお、意見については、原文を一部要約し掲載しています。

1 意見提出者 133名（2団体含む）

2 提出方法 ※意見の内容が同一のものは1件として掲載しております。

方法	人数・団体数	意見の件数
持参	106	46
郵送	0	0
ファクス	15	49
電子申請	12	13
合計	133	108

3 意見の内訳 ※意見の内容が同一のものは1件として掲載しております。

区分	件数
はじめに	2
第1章 教育振興プランの背景と位置付け	3
第2章 第3期プランの総括と今後の方向性について	10
第3章 久留米市教育振興プランの概要	38
第4章 プランの具体化に向けた各学校における取組	6
第5章 プランの具体化に向けた施策	38
その他（プラン全体に関する意見等）	11

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

意見の要旨とそれに対する市の考え方は別紙のとおりです。いただきましたご意見につきましては、計画の作成や実施のうえで、参考意見とさせていただきます。貴重なご意見、誠に有難うございました。

久留米市教育振興プラン(案)に対する意見の概要及び市の考え方

■はじめに

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	個人	P0	ふるさと久留米に誇りを持ち・・・とあるが、「久留米に誇り」を持つ子を育てていくためには、「人権のまちづくり」を進めることが大切である。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
2	団体	P0	・・・「質の高い教育」の実現が定められたように、のあとに、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが求められ、また国連は先住民及び弱い立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにすることを求めています。これらのターゲットからも、」を追加してほしい。	ご意見として承るとともに、限られた紙面での表現となりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)

■第1章 久留米市教育振興プランの背景と位置付け

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P1	国の教育振興計画の夢と志を持つことについて書かれているが、さらに第3次教育振興計画の基本方針である、多様な力の育成、生涯にわたる学びの環境やセーフティネットの構築などにも触れておくべきではないか。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
2	個人	P2	「第4期」というように、いつのプランなのかわかるようにするものではないか。	これまでは、「教育改革プラン」として策定してきたため、「第〇期プラン」としていましたが、今回のプランでは「改革」という言葉を外したため、「第〇期」という表現も外し、計画期間を令和2～7年までの6年間と決めました。 (案の修正なし)
3	個人	P2	策定範囲になぜ幼稚園がふくまれていないのか。	幼稚園は文部科学省の管轄ではありますが、久留米市立の幼稚園がなく、指導の対象にはふくめておりません。 (案の修正なし)

■第2章 第3教育改革プランの総括と今後の方向性について

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P3-9	重点1、2、3について、評価指数が数値で表してあり、文章化されているが、その「原因」や「課題」、そこから見える対策等について書いてほしい。	ご指摘の点については、プランのP8～9の「2 今後の方向性について」の部分で示しておりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
2	団体	P5	「不登校対応」の欄にある、「不登校出現率」は不登校児童数を示してもらいたい。	第3期プラン策定時の評価指標として設定しておりますので、最終年度においても児童生徒1000人当たりの不登校出現率で示しております。 (案の修正なし)
3	団体	P5	不登校の人数が減ったというのは間違い。文科省は不登校は問題行動ではないといっているのに、学校復帰を促すのは間違っている。	本市において、文科省が定義する不登校児童生徒数は、平成23年以降減少傾向にあります。今後とも不登校児童生徒の居場所づくりも含めた、不登校の予防と解消の取組に努めてまいります。 (案の修正なし)

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
4	団体	P8	12行目に「児童虐待への対応についても取組を進めます。」を追加してほしい。	児童虐待や貧困など、子どもたちを取り巻く状況について、「はじめに」の部分で追記しております。また、児童虐待への対応については、プランP20(「くるめアクションプラン」を活用した不登校、いじめ問題対応の徹底)で示しておりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
5	個人	P8	「今後の方向性について」の部分に「△については、人権・同和教育の実践が不十分であったためと考える。」を挿入。	△(未達成)の背景には、様々な要因が考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。 (案の修正なし)
6	団体	P8	(1)を新たに、「人権・同和教育の推進をあわせて、ジェンダー平等教育や障がい児教育など、人権を尊重することのできる教育を進める必要があります。」という内容でおこし、もとの(1)～(4)を(2)～(5)に繰り下げる。	人権・同和教育の推進については、第3章で示しておりますので、ご意見として承ります。 (案の修正なし)
7	個人	P8	「今後の方向性」の中に人権・同和教育の推進に関する取組についての明文化してほしい。	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育については、第3章で新たに項を起し、特別支援教育、キャリア教育とともに、その考え方を追記させていただきます。 (案の修正なし)
8	個人	P8	「・・・土台でもあります。」のあとに、「その教育活動の基盤である人権・同和教育を推進することで他者意識の涵養に努め、いじめや差別をなくしていきます。」を挿入。	
9	個人	P9	「・・・学校・家庭・地域の協働をさらに進めていきます。」のあとに、「また、学園コミュニティと地域コミュニティが協働としての、地域の実情に根ざした中学校区人権のまちづくりをさらに進めていきます。」と挿入。	ご意見を踏まえ、第3章の「2 4つの重点」において、協働する学校・家庭・地域の取組を進めるための具体的施策の方針の一つとして、中学校区人権のまちづくりへの支援を追記させていただきます。 (案の修正なし)
10	個人	P9	最後の行に「(1)～(4)の基盤に人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育の充実が必要である」と挿入。	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育について、第3章で新たに項を起し、その考え方を追記させていただきます。 (案の修正なし)

■第3章 久留米市教育振興プランの概要

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P10	「(1)ともに未来を創るとは」の説明文に「児童虐待、貧困、格差など、子どもたちを取り巻く状況は年々深刻化しています。」「社会は目まぐるしく変化しています。このような現状や課題の中で生きる力を育み」を追加・変更。	児童虐待や貧困など、子どもたちを取り巻く状況について、P0「はじめに」の部分で示しておりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
2	団体	P10	「つながる力」の具体的な姿の中に、「自分をコントロールできるよう努力している」を追加。	表現は異なりますが、ご意見の内容と同様の趣旨で示しておりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
3	個人	P10	文部科学省が示す資質・能力の3つの柱と教育振興プランの「つくる力」「つながる力」「つらぬく力」とは整合しているのか。	文部科学省が示す3つの資質・能力を踏まえて「つくる力」「つながる力」「つらぬく力」を設定していますが、ご意見を踏まえ、より分かりやすくなるよう修正させていただきます。

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
4	個人	P10	(1)学びをつなぐ授業について、インクルーシブ教育やユニバーサルデザイン、…など目新しい言葉が並んでいるが実態はどうなのでしょう。具体的な子どもの姿が見えません。	これまでもインクルーシブ教育の構築に向けてユニバーサルデザインの視点による授業づくりを進めておりますが、今後もより一層、個に応じた授業づくりや学級づくりに取り組んでまいります。 (案の修正なし)
5	個人	P11	「2 4つの重点」を「2 4つの重点と3つの土台」に修正	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育について、第3章で新たに項を起こし、その考え方を追記させていただきます。 (案の修正なし)
6	個人	P11	重点を支える土台として示してある、人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育をどのように推進するのかをきちんと載せるべきである。	
7	個人	P11	ICT教育の推進は、悪い影響も考えられるので、その対策をしっかり講じて実行してほしい。	ご意見として承るとともに、ICT教育の推進に当たっては、先進地域の取組等を参考にしながら、全ての子どもの学習活動に有効に活用できるよう導入を図ってまいります。(案の修正なし)
8	個人	P11	外国語教育を取り上げるよりも、まずは、日本の言語、歴史、社会、地理などを重点的に教えることが大切。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
9	個人	P11	小中連携教育の推進が外されているのはいかがなものか。	ご意見を踏まえ、追記させていただきます。
10	個人	P12	3つめの○の「…人権・同和教育の取組を充実させます。」を「人権・同和教育を教育の基盤とした取組の深化・充実につとめます。」に修正。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
11	個人	P12	「保護者との連携」を「保護者や地域に学び」に修正	ご意見を参考に修正します。
12	個人	P12	放課後等学習会の取組はいいことだと思う。経済的困難で塾に行けない子どもの対応にもなればよいと思う。ただし、学校運営協議会において、教員の任用という重大な権限に、地域の方までが意見を述べる必要性に疑問を持った。意図を教えてください。	学校運営協議会の法的根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。同法一部改正により、2017年4月から、教育委員会にコミュニティ・スクール導入が努力義務化されています。久留米市では、コミュニティ・スクールの導入に当たっては、先進地域の状況等把握しながら、既存の地域学校協議会の仕組みをベースとして保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築を図っていきたくと考えております。
13	団体	P12	「教職員の働き方に関する意識改革と…」を教職員の長時間の働き方に関する意識改革と人員配置に努め…」に修正。	本市では、教育部内に働き方改革推進本部を設置して教職員の業務改善に具体的に取り組んでおり、今後も教職員が本来の業務に専念できる環境づくりに主体的に取り組んでまいります。 (案の修正なし)
14	個人	P12	教職員の働き方に関する意識改革とあるが誰の意識改革なのか。	教職員、保護者、地域など学校教育に関わる方々とらえています。 (案の修正なし)

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
15	個人	P12	「教職員の働き方に関する意識改革と学校や家庭の役割を明確にしたり…」の部分に教育行政の役割を挿入してほしい。	本市では、教育部内に働き方改革推進本部を設置して教職員の業務改善に具体的に取り組んでおり、今後も教職員が本来の業務に専念できる環境づくりに主体的に取り組んでまいります。 (案の修正なし)
16	個人	P12	教師がゆとりを感じないと笑顔にはなれません。…教師がゆとりを持って子どもと接することができるような具体的な方策をたててほしい。	
17	個人	P12	(3)笑顔の先生について、先生はするべきことが多すぎて笑顔どころではない。研修スリム化、提出物の削減、スクールカウンセラーの常駐などの対応をお願いしたい。	
18	個人	P12	「笑顔の先生」のためには、長時間労働の解消がされないといけない。一律に先生に「笑顔」を強いるようなことはあってほしくない。	
19	個人	P12	重点4「協働する学校・地域・家庭」について、地域のコミュニティセンターの開放を希望します。子どもたちが自由に遊んだり勉強できる場にしてほしい。	ご意見として承るとともに、重点4「協働する学校・家庭・地域」を達成するための施策の方向性として参考にさせていただきます。 (案の修正なし)
20	個人	P12	重点4に「久留米市内中学校区ごとに組織されている人権のまちづくり推進協議会による、3者(家庭・学校・地域)がともにつながるまちづくりを支援し、誰もが安心してらせる人権のまちづくりを推進します」を挿入してほしい。	ご意見を踏まえ、第3章の「2 4つの重点」において、協働する学校・家庭・地域の取組を進めるための具体的施策の方針の一つとして、中学校区人権のまちづくりへの支援を追記させていただきます。 (案の修正なし)
21	個人	P12-13	4つの重点を支える3つの土台を重視し、…効果的な取組を推進します。 ・人権・同和教育…人権が尊重された環境のもと、…自他を大切にす態度や技能を身につけることができる学校づくりを進めます。 ・特別支援教育…一人ひとりの教育的ニーズに応じるとともに、誰もがわかりやすい授業、誰もがすごしやすい学校生活を提供できるユニバーサルデザインの学校づくりを進めます。 ・キャリア教育…未知の知識や体験に関心を持ち、…未経験の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくる学校づくりを進めます。を挿入。	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育について、第3章で新たに項を起し、その考え方を追記させていただきます。 (案の修正なし)
22	個人	P13	重点1(2)「個に応じた教育活動の充実」の前に「児童生徒主体の授業づくりと」を挿入してほしい。	個に応じた教育活動を充実させる過程において、児童生徒主体の授業づくりは前提であると考えるので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
23	個人	P13	重点4に、「(3)中学校区人権のまちづくりへの支援」を追加してほしい。	ご意見を踏まえて、追記させていただきます。
24	団体	P13	施策の体系図の下の矢印の中に、男女平等教育を追加。	ご意見として承るとともに、男女共同参画教育の充実に努めてまいります。 (案の修正なし)

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
25	個人	P14	子どもを輪切りにし、競わせる・・・全国学力・学習状況調査を評価指標にすることには反対である。	ご意見として承るとともに、ご心配の点がないような調査結果の活用に努めます。 (案の修正なし)
26	個人	P14	学力テストの全国平均との比較は、参考程度でいい	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
27	個人	P14	重点1(2)の評価指標に「自他の考えを伝えたり、聞いたりして、わかる・できるようになった」を追加してほしい。	教師の指導の在り方を指標として、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の項目を参考にしていますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
28	個人	P14	人権・部落問題学習の推進を「楽しい学校」づくりの施策に加えて、評価指標は同和問題に関する市民意識調査の結果を用いてほしい。	全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の項目を参考にしていますので原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
29	個人	P14	重点3の教師力向上への支援の評価指標「先生はよさを認めてくれる」を「先生は自分のことを認めてくれる」に変更してほしい。	ご意見として承るとともに、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の内容としておりますので原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
30	団体	P14	重点3教師力向上の支援の2つ目に「○子どもの発言に耳を傾け、子どもの様子を十分に把握し、少しの変化も見逃さないことができる。問題が生じた時には早急に学校内の委員会などに知らせ、解決に取り組む割合が増加する」を追加。	教師力向上の支援に関する評価指標については、児童生徒による評価を指標として設定していますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
31	団体	P14	業務改善への支援の評価指標に「○長時間労働解消のための教員配置」を追加。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
32	個人	P14	重点4「協働する学校・地域・家庭」の具体的施策の方針に、中学校区人権のまちづくりへの支援、中学校区人権教育・啓発事業を入れてほしい。	ご意見を踏まえ、重点4の具体的施策の方針に「中学校区人権のまちづくりへの支援」を追記させていただきます。
33	個人	P14	重点4に追加した「中学校区人権のまちづくりへの支援」の評価指標を「自分たちの校区(地域)では人権が大切にされていると思う」児童生徒の割合が増加するにしたい。	ご意見を踏まえて、評価指標を検討の上、追記させていただきます。
34	団体	P15	図は正確に描いてほしい。このページ図は削除し、わかりやすい図表に変更する。図の根っここの部分に男女平等の考え方をきちんと据えてほしい。	ご意見を踏まえまして、概要図については、わかりやすいレイアウトとなるような工夫をしたいと考えます。
35	個人	P15	①人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育が土台であれば、しっかり書いた方がよいと思う。 ②笑顔の先生は大賛成ですが子供たちのことを大切に思う心を持てるようになることを書いてほしい。	①に関しては、ご意見を踏まえ、P13に新たに項を起し、示していきます。 ②ご意見として承るとともに、表現について検討させていただきます。

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
36	個人	P15	人権・同和教育の推進をどのように行っていくのかということ、今回の教育振興プランでも示してほしい。	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育について、第3章で新たに項を起し、その考え方を追記させていただきます。 (案の修正なし)
37	個人	P15	重点達成のための土台としての人権・同和教育や特別支援教育、キャリア教育が据えられるようになっているが、図式以外にそれらの教育をどのように推進し、発展させていくかが見えない。	
38	個人	P15	概要図の中の「人権・同和教育」が、その他の文章中には出てこない。3期プランで…明記されて部分がすぼりと抜けている。人権・同和教育という言葉を入れるならば、具体的にその理念が各プラン目標とどう関係するのかの説明があるのではないか。	

■第4章 プランの具体化に向けた各学校における取組

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P20	カウンセラーは何校に配置か、ソーシャルワーカーはどのように配置かを具体的に記述し、その活用状況を記述すること。	カウンセラーは市立全小中、特別支援学校、市立高校に派遣しております。ソーシャルワーカーは5名を市に常駐させ全校に派遣しております。活用状況については、毎年市の教育施策の点検評価をする際に明らかにしていますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
2	団体	P20	(2)の3行目のあとに、「また、いじめを防止するためには人権教育を徹底することが必要です。」を追加。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
3	団体	P20	不登校が多い学校が例示されているが、例にするところが間違っているのではないか。不登校対策なら不登校児本人や親の意見を仰ぐべき。	県の研究指定を受け、不登校対応への組織的な取組のあり方を研究してきた学校を紹介しておりますので、原案のままとさせていただきます。 (案の修正なし)
4	団体	P21	「くるめアクションプラン」におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがどこに位置付けられるのか記述してほしい。	ご意見を踏まえまして、図の中に示させていただきます。
5	団体	P21	欠席が長期化している児童生徒へのチェックリストについて、クラス名簿には名前を入れる、机は置く、というのが×。教室に戻らない前提の「別室」というクラス枠を作ってもらえたら、親子堂々と前を向ける。	ご意見として承りますとともに、保護者と連携した不登校対応の取組の参考とさせていただきます。 (案の修正なし)
6	団体	P21	朝の対応、遅刻欠席について、遅刻しても登校しやすいような環境も必要。毎朝の欠席連絡や一日休んだだけで担任から連絡が来るのが負担。	

■第5章 プランの具体化にむけた施策

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	団体	P23	「小中学校学力・生活実態調査」の【内容】の3つ目に、○児童生徒の学力と生活実態の関連を分析し、学業以前に教育環境に問題を抱える児童生徒には、個々の状況に応じた学習支援・生活指導を行います。を追加。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
2	個人	P23	学校での教育活動の充実や授業の改善のためにGRTを行うのであれば、プレテストやアシストシートは実施しないようすべきである。	ご意見として承るとともに、CRT調査が児童生徒の学力の保障と向上のための授業改善や教師の指導力向上に資するものとなるように今後も務めていきます。 (案の修正なし)
3	個人	P23	「学力調査の結果分析を行い」とあるが、誰がどの時間を使って結果を分析するのかを具体的に提案する必要があるのではないか。	市全体については市教委で分析をしますが、各学校の調査結果については各学校の学力向上コーディネータが分析を行っている認識しています。また分析にあたっては、分析の視点や方法を研修場で市教委から提示し、効果的な分析への支援を行っています。 (案の修正なし)
4	個人	P23	放課後学習ボランティアは、どのように募集するのか、対象は誰か、補充学習の時間の確保やボランティアを何人配置するのか、そのための予算はなど、目的に対する具体的な施策案を示してほしい。	ご意見として承るとともに、児童生徒の学習習慣の定着を図る取組が教育委員会と学校や家庭、地域との連携のもとに、効果的な運用が図れるように今後も努めていきます。 (案の修正なし)
5	個人	P23	学生・地域ボランティアについての検証を行い、より効果が上がるよう改善が必要。また、地域まちづくり組織に働きかけて協力を求めることが必要。地域ボランティアに対する謝金がないので不満が上がっている。	ご意見として承るとともに、事業を効果的に推進する上で貴重なご意見として承ります。(案の修正なし)
6	個人	P23	学力低位者への学力向上策を明確にしなければ、全国平均に追いつくことはできない。学生や地域ボランティアによる補充学習が推奨されているが効果は限定的であり、学校の対応の充実が重要である。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
7	個人	P23	学校別の成績を公表することによって、市民の教育に対する関心が高まり、地域の支援が生まれるきっかけになるのではないか	児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといった全国学力・学習状況調査の目的に鑑み、学校別の成績の公表は考えておりません。
8	団体	P23	不登校児童生徒の学力アップ推進に努めます。を追加。	ご意見を踏まえまして、不登校対応の取組の充実に努めます。 (案の修正なし)
9	団体	P26	「教育ICTの活用」の【内容】の2つ目に、「児童生徒にメディアリテラシー教育を推進します。」を追加挿入する。	現在、各学校においてネット依存等の情報モラル教育等に取り組んでおり、今後、教育ICTのさらなる活用に合わせて、情報リテラシー教育の充実に努めてまいります。 (案の修正なし)
10	団体	P27	小学校不登校対応総合事業の2つ目の○の「援助」を「支援」に修正。	ご意見を踏まえ、修正いたします。

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
11	団体	P27	小学校不登校対応総合事業の2つ目の「学級担任と生徒指導担当・・・」の文頭に「学年あるいは学校全体での協議・取組を行い、その上で」を挿入。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
12	団体	P27	適応指導教室が学校に配置されているが、ちゃんと機能していない。生徒指導サポーターを活用する際、段階、順序を踏むべき。	ご意見として承るとともに、適応指導教室及び生徒指導サポーターのさらなる効果的な活用に努めてまいります。 (案の修正なし)
13	団体	P27	不登校児童生徒対策の【内容】の1つ目の○「・・・らるご久留米を設置・運営します。」のあとに「特に、家庭訪問ができる教員配置を充実します。」を追加。	ご意見として承るとともに、学校との連携のもと不登校の予防と解消に向けて取り組んでまいります。 (案の修正なし)
14	団体	P27	集団が苦手な子どもがいける部屋を設けてほしい。そこにカウンセラーがいて相談できたり気が休まるような場所が欲しい。	
15	団体	P27	教師の人員配置について、マンツーマン対応や頻繁に担任が変わったりした。子供が不安にならない対策はできないか。	
16	団体	P27	不登校対策として、情報が不足している。フリースクールなど、選択肢を提示し、家庭や本人の意思を尊重すべき。また、相談窓口など当事者となったときに役に立つ資料がない。	
17	個人	P27	市内の小中学校には、配慮が必要な子ども、担任一人では対応できない子どもが多くいるのに、久留米市が教育にかける予算が少なすぎる。専門的な知識を持ったカウンセラーや校内適応教室の設置を早急に行うべき。	
18	個人	P28	(学校安全への支援として)・・・にじいろCAPのCAPプログラムを子ども、保護者、教職員に実施してほしい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
19	団体	P28	学校施設の設備・充実の【内容】の2つ目に、「OLGBTに対応できる更衣室やトイレ等の施設の充実を行います。」を追加。	国からの指導を受け、現在学校と連携しながら、児童生徒に対するきめ細かな対応を行っており、今後もその充実に努めてまいります。 (案の修正なし)
20	団体	P29	教育課題研究の【目的】の「人権・同和教育・・・」の次に「男女平等教育」を追加。	ご意見として承るとともに、男女共同参画教育の充実に努めてまいります。 (案の修正なし)

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
21	個人	P29	「教育課題の研究」の具体的施策に「人権・同和教育実践研究指定」という項目を追加してほしい。	ご意見として承るとともに、修正・追記させていただきます。
22	個人	P29	①「教育課題研究」を「実践指定・教育課題研究」に修正 ②【目的】【内容】にある「調査研究」を実践指定・調査研究に修正 ③【内容】の「・・・仲間づくりや児童生徒の・・・」の前に「自他の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て」を挿入。	
23	団体	P30	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの正規職員での学校配置を追加し、活用のための研修を取り入れてほしい。	ご意見として承るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用充実に取り組んでまいります。 (案の修正なし)
24	個人	P32	「教育課題研究」または「教職員研修」のいずれかの項目に「人権・部落問題の認識の充実を図る」という文言を入れてほしい。	教職員の人権認識については、第3章で追記させていただきますので、原案の通りとさせていただきます。 (案の修正なし)
25	団体	P33	教職員の業務見直しと業務改善の推進の【内容】に6つ目の○として、「○教職員の超過勤務実態調査と業務改善に取り組みます。」を追加。	本市では、教育部内に働き方改革推進本部を設置して教職員の業務改善に具体的に取り組んでおり、今後も教職員が本来の業務に専念できる環境づくりに主体的に取り組んでまいります。 (案の修正なし)
26	団体	P33	教職員の業務見直しと業務改善の推進の【内容】に7つ目の○として、「○多忙な教職員の働き方改革も踏まえ、久留米市独自で教職員の増員を図ります。」を追加。	
27	個人	P33	「・・・教職員以外が担うことができるものについては役割分担を見直します。」に関して、教員ではない外部指導者を英語教育専門指導員やプログラミング教育専門指導員、専科教育専門指導員として配置してほしい。	
28	個人	P33	教職員業務のどんな業務を減らし、何を大切にするのがよくわからない。先生がさらに忙しくなりそうに思える。	
29	個人	P34	コミュニティスクール推進事業に地域コミュニティで行っている人権講座などの取組への支援を記述してほしい。	ご意見を踏まえ、P35に「中学校区人権のまちづくりへの支援」を具体的施策として追記し、人権講座への支援を示させていただきます。 (案の修正なし)
30	個人	P34	地域学校協議会の現状として時間的制約もあって深い議論には至らず、実施するのはまちづくり組織やPTA、学校なので期待するほどの実行が伴っていない。地域学校協議会の活性化を図る必要がある。	ご意見として承るとともに、コミュニティ・スクールへの移行を検討するうえでの参考とさせていただきます。(案の修正なし)
31	団体	P34	PTA団体助成の【内容】に、3つ目の○として、「○久留米市小中学校父母教師会連合会への男女共同参画社会づくりの研修を実施します。」を追加。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
32	個人	P34	具体的施策の中に人権・同和教育の取組がみえない。	ご意見を踏まえ、P35に「中学校区人権のまちづくりへの支援」を具体的施策として追記させていただきます。
33	個人	P34	重点4:協働する学校・家庭・地域の項で、明確に「中学校区人権のまちづくり」への支援を入れ、中学校区の人権啓発・教育推進の施策を具体的に示してほしい。	
34	団体	P35	食育プログラム研究推進の【内容】の中の「・・・親子料理教室の開催」の「親子」を「保護者と子ども」に変更	ご意見を踏まえ、修正するとともに、名称についても今後検討させていただきます。(案の修正なし)
35	個人	P35	食育プログラムについて、命の循環の大切さ、勤労の大変さと尊さ、感謝の気持ちを教えることが重要である。学校給食は自校式が望ましい。給食調理室の過酷な環境問題への早急な改善が必要である。	ご意見として承りますとともに、給食調理室の環境問題については、現場の声を大事に、対策をとっていく必要があると考えております。(案の修正なし)
36	個人	P35	「久留米シティプラザの活用」をプランの中に再掲してほしい。	今回のプランには記載しておりませんが、久留米シティプラザを活用した児童生徒の豊かな感性や創造性を養う文化活動については、今後も充実させていきたいと考えております。(案の修正なし)
37	団体	P36	キャリア教育の推進の2つ目の○の「・・・働く意義」のあとに、「経済的自立の重要性」を追加	ご意見を踏まえ、追加させていただきます。
38	団体	P36	学校小規模化対応事業の【目的】「・・・協議や調整を行います。」のあとに、「また、1学級の児童・生徒数を35人以下とします。」を追加。	ご意見として承ります。(案の修正なし)

■その他

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	個人		久留米市教育振興プランの中で、部落差別解消に向けた体勢を立て直し、市民一体となった人権のまちづくりを進めてほしい。	ご意見を踏まえ、本プランの4つの重点の土台に位置づけている人権・同和教育については、第3章で新たに項を起し、特別支援教育、キャリア教育とともに、その考え方を追記させていただきます。また、P35に「中学校区人権のまちづくりへの支援」を具体的施策として追記させていただきます。
2	個人		人権・同和教育課が学校教育課の一部になると聞いて、人権同和教育が後退するのではないかと危惧している。人権・同和教育課の存続をお願いしたい。	ご意見として承るとともに、教育部内の組織再編を行うことで、学校教育における人権・同和教育の推進をこれまで以上に効果的に遂行できるようにと努めていきたいと考えております。

No.	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
3	個人		人権・同和教育の充実のために、①人権・同和教育に特化した教職員の加配措置②30人以下学級の措置を実施してほしい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
4	個人		いじめ対策として、人権教育をしっかりと行ってほしい。	ご意見として承るとともに、学校においては、いじめ防止の基本指針を作成し、いじめの防止に向けた組織体制や具体的な取り組みを設定し、いじめを生まない教育活動を推進しております。今後も人権・同和教育や道徳教育の取組を充実させながらいじめ問題の予防と解消に努めてまいります。
5	個人		外国人が生きていくうえで日本の文化と自分たちの文化を伝える必要がある。それへの取組が示されていない。そういうプランも作ってほしい。	ご意見として承ります。 (案の修正なし)
6	個人		読書に力を入れる。	
7	個人		日本の文化に触れる機会を作る。	
8	個人		屏水中校区のスローメディアの取組を初めて知った。全校区で実施してほしい。	ご意見として承るとともに、スローメディアの取組は、他の校区にも広がってきております。今後も学校が保護者や地域と連携して取り組んでいけるよう支援してまいります。
9	個人		久留米市教育振興プランの名称は、「学校教育振興プラン」と変更すべき。	P2「策定範囲」に学校教育分野を主な対象範囲とすると明記しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 (案の修正なし)
10	個人		久留米市には5つの大学があり、町おこしのためにも大学の街にしたい。市民に全大学の講義を開放したらどうか。	教育振興プランは、P2「策定範囲」で学校教育分野を主な対象範囲としておりますので、ご意見として承ります。
11	団体		学校以外での教育の場の設置をしてほしい。	ご意見として承ります。

第 1 2 号議案

久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

会計年度任用職員へ移行するため、規則を廃止しようとするものである。

久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則を廃止する規則

久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則（令和２９年久留米市教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

第 1 3 号 議 案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市教育委員会事務局組織について、教育 I C T 推進課を新設し、及び学校教育課と人権・同和教育課を統合するため、規則の一部を改正するものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「人権・同和教育課」を「学校保健課及び教育ICT推進課」に改める。

別表第1中

「

学校教育課	(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 学校人権・同和教育に関すること。 (3) 教科用図書採択及び無償給与に関すること。 (4) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関すること。 (5) 就学事務に関すること。 (6) 通学区域に関すること。 (7) 教材教具に関すること。 (8) 久留米市奨学金に関すること。 (9) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。） (10) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。
-------	--

」

を

「

学校教育課	(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関すること。 (3) 学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。
-------	--

	<p>(4) 人権・同和教育担当者の育成に関する事。</p> <p>(5) 教科用図書の採択及び無償給与に関する事。</p> <p>(6) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関する事。</p> <p>(7) 就学事務に関する事。</p> <p>(8) 通学区域に関する事。</p> <p>(9) 教材教具に関する事。</p> <p>(10) 久留米市奨学金に関する事。</p> <p>(11) 学校の事務管理の総括に関する事(他課が所管するものを除く。)</p> <p>(12) 学校施設(高等学校施設を除く。)の使用許可に関する事。</p>
--	---

に、

人権・同和教育課	<p>(1) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関する事。</p> <p>(2) 学校教育における人権・同和教育の推進に関する事。</p> <p>(3) 人権・同和教育担当者の育成に関する事。</p>
----------	--

を

教育ICT推進課	<p>(1) 学校の情報化の総括に関する事。</p> <p>(2) 学校教育における情報化技術の推進に関する事。</p>
----------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(久留米市教育センター設置条例施行規則の一部改正)
- 2 久留米市教育センター設置条例施行規則（平成 2 0 年久留米市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号を第 9 号とする。
(久留米市教育集会所条例施行規則の一部改正)
- 3 久留米市教育集会所条例施行規則（昭和 5 6 年久留米市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 1 1 条中「人権・同和教育課」を「学校教育課」に改める。

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行			改正後（案）																		
<p>○久留米市教育委員会事務局組織規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>（指導主事等の設置）</p> <p>第6条 法第18条第2項の規定により、教職員課に人事管理主任又は人事管理主事を、学校教育課に指導主幹、指導主任及び指導主事を、<u>人権・同和教育課</u>に指導主任又は指導主事を置く。</p> <p>2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、人事管理主事及び指導主事は主査とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">組織及び分掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th rowspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>（次長）</td> <td>(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>			組織		分掌事務	部	課等	教育部	（次長）	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。	<p>○久留米市教育委員会事務局組織規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>（指導主事等の設置）</p> <p>第6条 法第18条第2項の規定により、教職員課に人事管理主任又は人事管理主事を、学校教育課に指導主幹、指導主任及び指導主事を、<u>学校保健課及び教育ICT推進課</u>に指導主任又は指導主事を置く。</p> <p>2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、人事管理主事及び指導主事は主査とする。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">組織及び分掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th rowspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>（次長）</td> <td>(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>			組織		分掌事務	部	課等	教育部	（次長）	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。
組織		分掌事務																			
部	課等																				
教育部	（次長）	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。																			
組織		分掌事務																			
部	課等																				
教育部	（次長）	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。																			

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 教育委員会の会議に関する事。 (4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関する事。 (5) 職員（教職員を除く。）の給与に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部に属する情報の公開に関する事。 (8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関する事。 (9) 労働安全衛生の総括に関する事。 (10) 部に属する情報化推進の総括に関する事。 (11) 部に属する公益通報者保護に関する事（外部の労働者からの通報に限る。）。
学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関する事。 (2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関する事。 (3) 教育施設の維持管理に関する事。
教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 (2) 教員の免許状の申請手続に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教職員団体等に関する事。 (5) 教職員（外部の労働者としての通報を除く。）

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 教育委員会の会議に関する事。 (4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関する事。 (5) 職員（教職員を除く。）の給与に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部に属する情報の公開に関する事。 (8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関する事。 (9) 労働安全衛生の総括に関する事。 (10) 部に属する情報化推進の総括に関する事。 (11) 部に属する公益通報者保護に関する事（外部の労働者からの通報に限る。）。
学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関する事。 (2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関する事。 (3) 教育施設の維持管理に関する事。
教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 (2) 教員の免許状の申請手続に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教職員団体等に関する事。 (5) 教職員（外部の労働者としての通報を除く。）

	からの公益通報者保護に関すること。
学校教育 課	<p>(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。</p> <p>(2) <u>学校人権・同和教育に関すること。</u></p> <p>(3) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関すること。</p> <p>(5) 就学事務に関すること。</p> <p>(6) 通学区域に関すること。</p> <p>(7) 教材教具に関すること。</p> <p>(8) 久留米市奨学金に関すること。</p> <p>(9) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。）。</p> <p>(10) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。</p>
学校保健 課	<p>(1) 学校保健及び衛生に関すること。</p> <p>(2) 就学援助に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒に係る災害共済に関すること。</p> <p>(4) 学校災害賠償補償保険に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に関すること。</p>

	からの公益通報者保護に関すること。
学校教育 課	<p>(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。</p> <p>(2) <u>人権・同和教育の計画及び指導調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>人権・同和教育担当者の育成に関すること。</u></p> <p>(5) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。</p> <p>(6) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に関すること。</p> <p>(7) 就学事務に関すること。</p> <p>(8) 通学区域に関すること。</p> <p>(9) 教材教具に関すること。</p> <p>(10) 久留米市奨学金に関すること。</p> <p>(11) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。）。</p> <p>(12) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。</p>
学校保健 課	<p>(1) 学校保健及び衛生に関すること。</p> <p>(2) 就学援助に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒に係る災害共済に関すること。</p> <p>(4) 学校災害賠償補償保険に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に関すること。</p>

学校給食共同調理場	(1) 中央学校給食共同調理場に関すること。 (2) 田主丸学校給食共同調理場に関すること。	学校給食共同調理場	(1) 中央学校給食共同調理場に関すること。 (2) 田主丸学校給食共同調理場に関すること。
人権・同和教育課	(1) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関すること。 (2) 学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。 (3) 人権・同和教育担当者の育成に関すること。	教育ICT推進課	(1) 学校の情報化の総括に関すること。 (2) 学校教育における情報化技術の推進に関すること。

久留米市教育センター設置条例施行規則（平成20年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育センター設置条例施行規則 平成20年3月27日 久留米市教育委員会規則第6号</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関する事。</p> <p>(2) 教育関係職員の自己啓発の推進に関する事。</p> <p>(3) 教育計画、教育内容、教育方法、教育評価等の調査研究に関する事。</p> <p>(4) 学校教育と社会教育との連携及び融合の調査研究に関する事。</p> <p>(5) 研究成果の発表に関する事。</p> <p>(6) 教育図書及び教育資料の収集、作成、保管及び活用に関する事。</p> <p>(7) 教科書センターの業務に関する事。</p> <p><u>(8) 学校の情報化の総括に関する事。</u></p> <p>(9) センターの庶務に関する事。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、教育に関する研修、調査研究等に関する事。</p>	<p>○久留米市教育センター設置条例施行規則 平成20年3月27日 久留米市教育委員会規則第6号</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関する事。</p> <p>(2) 教育関係職員の自己啓発の推進に関する事。</p> <p>(3) 教育計画、教育内容、教育方法、教育評価等の調査研究に関する事。</p> <p>(4) 学校教育と社会教育との連携及び融合の調査研究に関する事。</p> <p>(5) 研究成果の発表に関する事。</p> <p>(6) 教育図書及び教育資料の収集、作成、保管及び活用に関する事。</p> <p>(7) 教科書センターの業務に関する事。</p> <p>(8) センターの庶務に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、教育に関する研修、調査研究等に関する事。</p>

久留米市教育集会所条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）新旧対照表

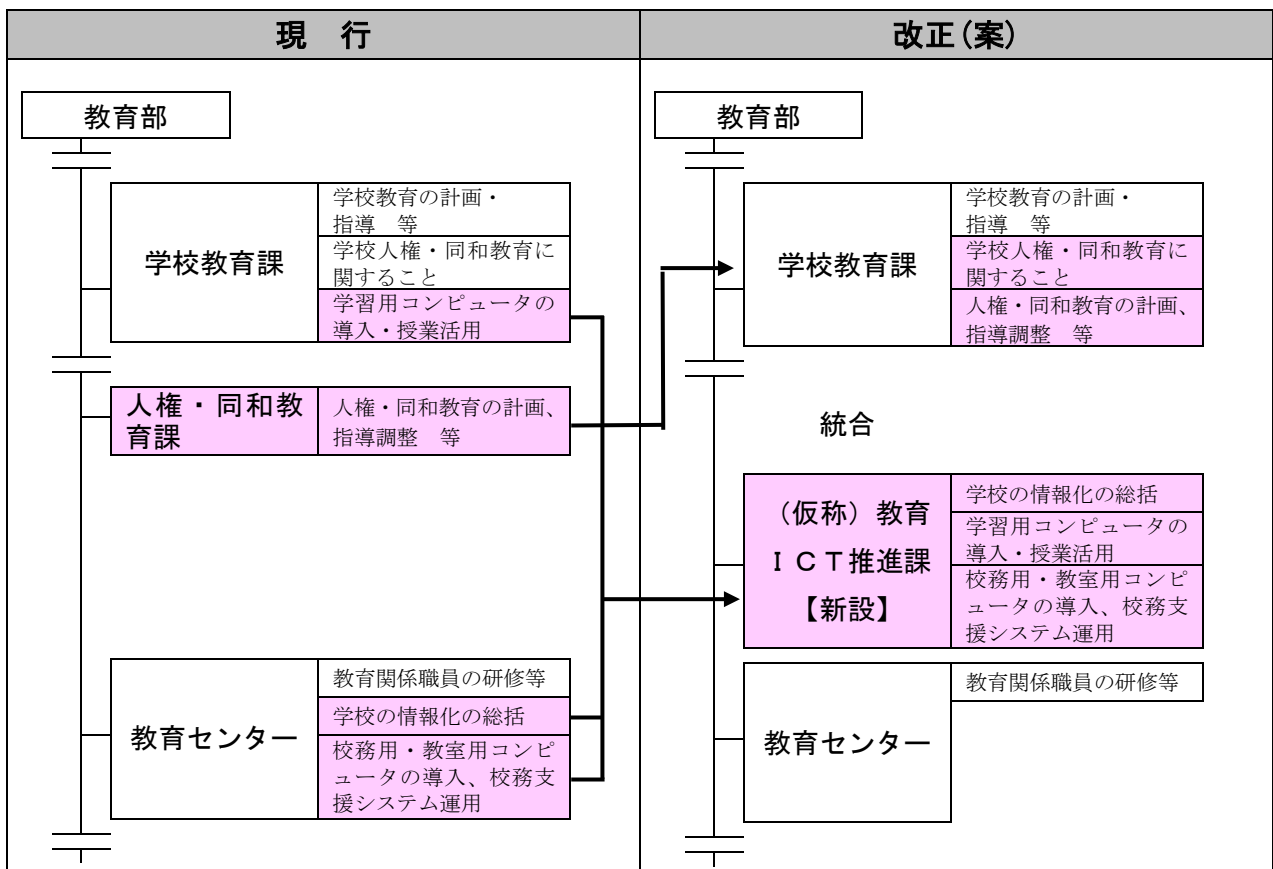
現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育集会所条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年4月1日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（庶務）</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>人権・同和教育課</u>で処理する。</p>	<p>○久留米市教育集会所条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年4月1日</p> <p style="text-align: center;">久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（庶務）</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>学校教育課</u>で処理する。</p>

令和2年度組織改正について

1 教育部の組織改正について

学校教育におけるICTの推進を図るため、学校教育課と教育センターの2課で所管している体制を一元化し、「(仮称)教育ICT推進課」を新設する。

また、学校の人権・同和教育の一体的な指導・支援を行うため、学校教育課と人権・同和教育課の2課で所管している体制を一元化し、学校教育課に統合する。



2 実施日

令和2年4月1日

教育委員会後援事業等に関する報告

R2.2.4からR2.3.16受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年3月14日(土)、 21日(土) 17:30～18:30	ハニーズダンススクールレ ギュラークラス無料体験会	城島保健福祉センター指定管 理者 九州ビルサービス・シンコー スポーツ共同企業体	城島保健福祉センター「城 島げんきかん」	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
2	令和2年3月25日(水) 17:30～18:30	子ども書道教室無料体験 会	城島保健福祉センター指定管 理者 九州ビルサービス・シンコー スポーツ共同企業体	城島保健福祉センター「城 島げんきかん」	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
3	令和2年3月26日(木)、 10月1日(木) 18:00～19:00	ジュニア英会話無料体験会	城島保健福祉センター指定管 理者 九州ビルサービス・シンコー スポーツ共同企業体	城島保健福祉センター「城 島げんきかん」	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
4	令和2年4月1日(水)、 9月30日(水) 17:00～17:50 令和2年4月4日(土)、 10月3日(土) 10:00～10:50	子ども英会話無料体験会	城島保健福祉センター指定管 理者 九州ビルサービス・シンコー スポーツ共同企業体	城島保健福祉センター「城 島げんきかん」	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
5	令和2年4月2日(木)、 4月3日(金)、9月24日 (木)、9月25日(金) 17:30～18:30	ハニーズダンススクール 無料体験会	城島保健福祉センター指定管 理者 九州ビルサービス・シンコー スポーツ共同企業体	城島保健福祉センター「城 島げんきかん」	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
6	令和2年2月22日(土)、 2月29日(土)、 3月7日(土)、 3月14日(土)、 3月21日(土)、 3月22日(日)、 3月29日(日) 9:00～17:00	子どもヘルパー養成講座	合同会社ギャランドウ	レンタルスペースなご みん グループホームふき のとう	後援	学校教育課
7	令和2年7月22日(水)～ 令和2年8月25日(火) 合計11回	2020夏休み 小学生 「English CAMP in 能古 島」&「Summer Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古(能 古島)島内および、の このしまアイランド パーク内	後援	学校教育課
8	令和2年6月13日(土) 10:00～15:00	令和2年度 第51回 福岡 県公立学校等女性管理職 研究大会	福岡県公立学校等女性 管理職会	ホテルニュープラザ 久留米	後援	学校教育課
9	令和2年4月1日(水)～ 令和3年3月31日	「家庭の日」「オアシス運動」 推進キャンペーン	公益社団法人福岡県青 少年育成県民会議	福岡県公認ボウリン グ場協会加盟ボウリ ング場	後援	学校教育課
10	令和2年8月8日(土)～ 令和2年8月9日(日) 10:00～16:30	2020夏 たのしい授業フェ スタ	福岡・仮説実験授業研 究会	メイトム宗像	後援	学校教育課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和2年3月14日(土) 9:30～15:00	第16回パラソニック タグラ グビーフェスタ	福岡県ラグビーフット ボール協会	久留米大学 御井キャンパスグラ ウンド	後援	体育スポー ツ課
12	令和2年4月4日(土) 13:00～5日(日)16:00	第34回九州少女レスリング 選手権大会	久留米市レスリング協会	久留米アリーナ	共催	体育スポー ツ課
13	令和2年4月15日(水)、 22日(水)17:00～18:00、 18:30～19:30	VIVO(ビーボ)体操クリニッ ク	シンコースポーツ九州株 式会社	久留米市みづま総合 体育館	後援	体育スポー ツ課
14	令和2年4月4日(土) 10:00～12:00	コカ・コーラ レッドスパーク ス ラグビー交流会	シンコースポーツ九州株 式会社	三潞農村運動広場グ ラウンド	後援	体育スポー ツ課
15	令和2年5月11日(月)～ 6月19日(金)	初心者向き健康ボウリング 教室	福岡県ボウリング連盟	ユーズボウル久留米	後援	体育スポー ツ課
16	令和2年9月29日(火)～ 12月11日(金)	初心者向き健康ボウリング 教室	福岡県ボウリング連盟	スポガ久留米	後援	体育スポー ツ課
17	令和2年5月31日(日) 9:00～	開設38周年記念WBOアジ アパシュフィックウェルター 級タイトルマッチ	久留米櫛間&別府優樹 ジム	久留米地場産振興セ ンター(地場産久留 米)	後援	体育スポー ツ課
18	令和2年3月7日(土)～ 5月17日(日) 9:00～17:00	グリーンマルシェ 春の植 木祭	くるめ緑花センター協同 組合	くるめ緑花センター 道の駅くるめ	後援	生涯学習推 進課
19	令和2年3月8日(日) 10:00～16:00	第48回西日本新聞TNC文 化サークル芸能祭	西日本新聞TNC文化 サークル久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
20	令和2年3月20日(金・祝) 13:00～17:30	「Most Likely to Succeed」 上映会 & 対話会in久留米	Connect Dots	久留米大学 御井キャンパス ラーニングコモンズ	後援★	生涯学習推 進課
21	令和2年3月22日(日)、 4月19日(日) 9:30～12:00	能楽普及の為の独謡会	清吟会	高牟礼会館	後援	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
22	令和2年4月～ 令和3年1月	ふくおかアジア文化塾久留米講座「九州の歴史遺産」	ふくおかアジア文化塾	えーるピア久留米	後援★	生涯学習推進課
23	令和2年4月18日(土)、 19日(日) 10:00～16:00	石橋文化センター こどもスケッチ大会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
24	令和2年4月19日(日)、 5月26日(火)、 7月21日(火) 10:30～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
25	令和2年4月20日(月)～ 6月10日(水) 表彰式:8月6日(木)	「夾竹桃物語ーわすれていてごめんね」 絵画・書道・読書感想文コンクール2020	「夾竹桃物語ーわすれていてごめんね」 絵画・書道・読書感想文事務局	コンクール:「夾竹桃物語」事務局 表彰式典:リーガロイヤルホテル広島	後援	生涯学習推進課
26	第1回 令和2年4月21日 (火) 19:15～20:30 第2回 令和2年4月28日 (火) 19:15～20:30	トライアルミーティング『はじめよう英会話』お試し会	はじめよう英会話の会	えーるピア久留米 206学習室	後援★	生涯学習推進課
27	令和2年4月29日(水・祝) ～5月24日(日) 10:00～17:00	石橋文化センター春のバラフェア2020	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内、久留米市美術館1階、石橋文化会館、カフェ&ギャラリー ショップ楽水亭	後援	生涯学習推進課
28	令和2年5月3日(日・祝) 14:00～16:00	久留米児童合唱団第49回定期演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
29	令和2年5月10日(日) 13:00～15:30	スミセイ ライフフォーラム 生きる「人と組織を成長させる“逆転の方程式”」	公益財団法人 住友生命健康財団	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
30	令和2年5月11日(月) 11:30～15:30	懐メロを唄う会春季定例会	令和に皆で懐メロを唄う会	くるめりあ六ツ門 3階多目的ホール	後援	生涯学習推進課
31	令和2年5月16日(土)～ 17日(日) 9:30～15:30	久留米連合文化会創立70周年記念 第66回茶道部大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 4F和室・中会議室 5F大会議室	後援	生涯学習推進課
32	令和2年5月24日(日) 13:30～15:30	第7回童謡・唱歌をみんなで歌う会	童謡・唱歌をみんなで歌う会	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
33	令和2年5月27日(水) 10:00～5月31日(日) 16:00	国際公募 第4回国際書画展	NPO法人日中国際交流センター	久留米市美術館1F	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
34	令和2年5月30日(土) 17:00～20:00	久留米市民オーケストラ第 32回定期演奏会	久留米市民オーケストラ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推 進課
35	令和2年6月2日(火)10:00 ～6月7日(日)17:00	久留米連合文化会水墨画 部展	久留米連合文化会水墨 画部	久留米市一番街多目 的ギャラリー	後援	生涯学習推 進課
36	令和2年6月6日(土) ①11:00 ②14:30	チャギントンファミリーコン サート	鳥栖市文化事業協会	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	生涯学習推 進課
37	令和2年6月20日(土) 14:00～16:00、 6月24日(水) 10:00～12:00	講演会「親子で考える ホームステイ&留学説明 会」	ヒッポファミリークラブ久 留米	久留米シティプラザ 4階 スタジオ	後援	生涯学習推 進課
38	令和2年7月23日(木) 11:00～20:00	International Food Festival (仮称:IFF in くるめ)	EARTHLING	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援★	生涯学習推 進課
39	令和2年8月23日(日) 14:00開演予定	ドラゴンクエストコンサート すぎやまこういちと九州交 響楽団 交響組曲「ドラゴンクエス ト 区 星空の守り人」 すぎやまこういち	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
40	令和2年8月30日(日) 14:00～16:00	声楽アンサンブルPons Show You久留米公演2020	声楽アンサンブルPons Show You	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
41	令和2年11月1日(日) 14:00～16:00	久留米音協合唱団第51回 定期演奏会	久留米音協合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課

令和2年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
吉富 巧 議員	6 医療的ケア児について
石井 俊一 議員	8 教育行政について (1) 教育改革プランについて (2) 総合教育会議について
田中 功一 議員	7 教育について (1) 新学習指導要領の取り組みについて (2) 教職員の働き方改革について
<個人>	
吉武 憲治 議員	2 久留米市立小・中・特別支援学校・高等学校におけるICT教育の現状について（パソコン・タブレット・電子黒板・校務支援システム）
金子 むつみ 議員	2 学校給食調理室について
小林 ときこ 議員	2 ジェンダー平等について (3) 学校における制服の選択について
中村 博俊 議員	3 スポーツによるまちづくりについて (2) 市立高等学校の部活動の強化について
南島 成司 議員	2 小学校における屋外トイレの設置について
秋永 峰子 議員	2 ICT教育について (1) 現状に対応するメディアリテラシーのあり方について (2) ICT活用のリスクとその対応について
藤林 詠子 議員	4 フリースクールについて (1) 教育機会確保法をふまえた連携、情報提供、活用について (2) 経済的な理由で利用できない児童生徒について

(教育部関係)

代表

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 6 医療的ケア児について

【質問趣旨】 知的障害がなく特別支援学校に就学できない等の医療的ケア児には、国の支援が少ないなど制度上の課題があるがどう考えているか。

【回答要旨】 1 基本的な認識について

特別支援学校は、知的障害・聴覚障害・視覚障害など、障害の種別に応じて設置されており、久留米特別支援学校は知的障害を有する児童生徒が対象となっています。

医療的ケアが必要な児童生徒のうち、知的障害がなく久留米特別支援学校へ就学できない児童生徒につきましては、小中学校において、学校訪問看護支援事業の利用により保護者が契約した看護師が医療的ケアを行うか、保護者が付き添うこととなります。

こうした中、児童生徒一人ひとりの障害の状況を踏まえ、学校における安全の確保を前提として、通常学級・特別支援学級・特別支援学校など適切な教育の場を見出していく必要があると認識しております。一方で、停電や医療機器が外れるなど、医師や保護者しかできない医療的措置、並びに判断も多くて、悩ましい点もあります。医療的ケアを要する児童生徒の状況によっては、看護師や教師では十分に医療的な手当てが出来ず、学校が生命や健康上の不安を感じることもあります。医療的ケアを要する児童生徒の生命の安全を最優先すべきと考えます。

2 制度上の課題について

ご質問にもございましたように、医療的ケア児の増大は全国的な課題となっています。しかしながら、自宅などで日常的に医療的ケアを受ける場合は、公的な医療保険制度の対象になっているのに対し、学校は対象となっておらず、保護者や自治体の費用負担が大きくなる要因となっています。

また、国の補助率も3分の1にとどまり、医療的ケアを要する児童生徒の就学にあたって、実際に必要となる教職員体制の充実や、安全と衛生面の確保から施設整備等への支援は十分ではない状況です。

3 今後について

本市としましては、児童生徒の安全確保や教職員の心理的負担、事故発生時の責任の所在などについて、学校現場にゆだねてしまうことのないよう、制度や財源などの総合的な環境整備が必要であると考えております。やはり、市長、教育委員会がしっかり判断しないといけないということです。特に、重度の医療的ケアを要する児童生徒を地域の学校で受け入れることが適切であるか、より専門的にかつ医療的ケアを要する児童生徒の生命や健康を最優先の課題として判断できる組織を作らなければならないと考えています。

今後、他市の状況等に関する情報収集も行いながら、児童生徒の障害の状況に応じた適切な対応を検討するとともに、国や県の支援の充実について強く要望していきたいと考えております。

【質問議員】 石井 俊一 議員

【質問要旨】 8 教育行政について
(1) 教育改革プランについて

【質問趣旨】 第3期久留米市教育改革プランの最終年度を迎え、成果と課題をどのように総括するとともに次期プラン策定の方向性をどのように考えているのか。

【回答要旨】 1 第3期久留米市教育改革プランの成果と課題について
平成28年度から開始した第3期久留米市教育改革プランでは、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標に掲げ、第2期プランの取組による効果の持続と課題の改善をテーマに取り組んできました。
4年間の取組を通して、不登校対応や英検3級以上の取得率向上を指標とした外国語教育の推進、学習習慣定着への支援等の取組においては、順調に成果を上げることができました。
一方で、授業改善や教師力向上への支援に対して設定した、全国学力学習状況調査において全国平均正答率を超えるという指標や、「授業がわかる」という児童生徒の割合が全国平均を超えるという指標については、全国との差は縮まったものの指標の達成までには至りませんでした。

2 次期プラン策定について

次期プランにつきましては、本年4月より「久留米市教育振興プラン」を市立全小・中・特別支援学校、高等学校においてスタートさせる予定としております。

次期プランは、大久保市長のもとで策定された「教育に関する大綱」で示された『生きる力』を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます」という学校教育推進の基本方針を踏まえ作成をしております。

また、次期プランにおいては、第3期プランで定めた「学力の保障と向上」「安全・安心の学校づくり」「学校・家庭・地域の協働」という3つの重点を継続し、3期プランで達成ができなかった課題の解決に努めるとともに取組のさらなる充実・定着・拡大を図ろうと考えております。

さらに、教職員の働き方改革を推進し、教師力向上への支援を充実させることを新たに加えた、4つの重点の取組を通じて、次期プランの目標である「ともに未来を創る『くるめっ子』の育成」に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2回目

【質問要旨】 8 教育行政について
(1) 教育改革プランについて

【質問趣旨】 大津教育長としての1期3年間の取組の成果と課題をどのように総括するのか。

【回答要旨】 1 1期3年間の取組の総括について
総括ということですので主なものを申しますと、教育改革プランの総括でも申し上げたとおり「学力と保障と向上」につきましては、全国学力・学習状況調査の正答率について、全国平均との差は縮まったものの、平均を上回るという目標は達成しておらず、最も大きな課題の一つであると認識しています。
「安心・安全の学校づくり」につきましては、生徒指導サポーターの配置やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの派遣などにより、不登校対応について成果を上げることができました。

「久留米版コミュニティ・スクールの推進」につきましては、学生や地域ボランティアを派遣して補充学習を行ったことなどにより、学習習慣の定着について向上が見られております。

また、久留米市として初めての取組であります、子どもへの教育環境の改善を第一に考え、学校の統合に向けて動き出しました。

さらに、教育ICTに関しましては、大久保市長の積極的なリーダーシップの下、国のGIGAスクール構想の実現に向けて、遅れることなくスタートが切れていると考えております。

私は、就任以来、各学校の教職員と市教育委員会が一体となり「チーム学校」として、久留米の子どもたちが元気に笑顔で安全・安心して学校生活ができるように職務を遂行してきました。そして、十分ではありませんが、貢献できたかなと感じているところであります。

【質問要旨】 8 教育行政について
(2) 総合教育会議について

【質問趣旨】 総合教育会議は、本市の教育方針を定める重要な場と考えるが、どのような協議が行われ、市長はどのような主張をされているのか。

【回答要旨】 1 総合教育会議での協議状況について

総合教育会議は、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育等の振興を図るための重点施策等について、首長と教育委員会が共通の認識に立つための自由な意見交換の場となることを目的として開催しています。

私は、教育の話は将来の久留米市にとって非常に重要な問題であると考えており、将来を見据え、様々な角度から今後の教育行政のあり方を自由闊達に論じていく必要があると強く感じています。

そのため、久留米市では、平成27年4月の設置以来、毎年3回程度の開催でしたが、平成30年10月からは原則として毎月開催することとし、令和元年度はこれまで10回開催し、次期教育に関する大綱や市立小中学校の学力向上、教育ICT環境の整備に関する事項等、本市の教育課題や今後の教育方針等についての意見交換を行ってきました。毎月熱心な議論が教育委員と市長で行われることで、教育委員会のガバナンスの向上や小中学校の教員人事、不適切会計、学校間の学力格差等の課題が明らかになり、改善策が見えてきています。

また、久留米市で学ぶ児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた教育の実現に向け、内村直尚久留米大学学長等の外部講師等を招聘して、知見を高める取組も積極的に行っています。

2 総合教育会議での市長の主張について

今後とも、将来にむけた教育に関する様々なテーマを設定し、また私の考えもお示ししながら、各委員の幅広い知見に基づいた忌憚のない議論を行っていきたいと考えております。

2回目

【質問要旨】 8 教育行政について
(2) 総合教育会議について

【質問趣旨】 市長は、新しい教育委員会制度をどのようにとらえ、教育長及び教育委員の選任をどのように考えているのか。

【回答要旨】

1 教育委員会制度への考えについて

現在の新しい教育委員会制度では、教育委員長と教育長を一本化され、任期を3年とする新しい「教育長」が設置されています。

これにより、首長が教育長を任命することで任命責任が明確化するとともに、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、緊急時などの危機管理等の上でも大変有効であると考えています。

また、総合教育会議等で明らかになった市立小中学校の課題や、福岡県や久留米市の行政上の課題の調整や解決を図るための重要な役割を担い得ると考えています。

2 教育長及び教育委員の選任について

教育委員については、教育行政や学校運営に関する教育の専門家だけでなく、様々な学識や経験を有する方で構成する、いわゆるレイマンコントロールが重要であると考えています。

また、様々な知見に基づいた議論ができ、かつ教育課題等について多角的な協議が行える委員構成であることが重要であると考えており、本市の教育委員は、そのような視点で選任しているところです。

一方、教育長については、教育行政を統括する重要なポストであるため、その公務に適した人材の配置が行われており、今後もこのような考えに基づいた選任を行っていきたいと考えています。

【質問議員】

田中 功一 議員

【質問要旨】

7 教育について

(1) 新学習指導要領の取り組みについて

【質問趣旨】

新学習指導要領の完全実施に向けた取組、第3期教育改革プランの成果と次期プランの展開、国のGIGAスクール構想の取組を問う。

【回答要旨】

1 第3期久留米市教育改革プランの成果と課題について

平成28年度から開始した第3期久留米市教育改革プランでは、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標に掲げ、第2期プランの取組による効果の持続と課題の改善をテーマに取り組んできました。

4年間の取組を通して、不登校対応や英検3級以上の取得率向上を指標とした外国語教育の推進、学習習慣定着への支援等の取組においては、順調に成果を上げることができました。

一方で、授業改善や教師力向上への支援に対して設定した、全国学力学習状況調査において全国平均正答率を超えるという指標や、「授業がわかる」という児童生徒の割合が全国平均を超えるという指標については、全国との差は縮まったものの指標の達成までには至りませんでした。

2 次期プラン策定について

次期プランにつきましては、本年4月より「久留米市教育振興プラン」を市立全小・中・特別支援学校、高校においてスタートさせる予定としております。

次期プランは、大久保市長のもとで策定された「教育に関する大綱」で示された『生きる力』を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます」という学校教育推進の基本方針を踏まえ作成をしております。

また、次期プランにおいては、第3期プランで定めた「学力の保障と向上」「安全・安心の学校づくり」「学校・家庭・地域の協働」という3つの重点を継続し、3期プ

ランで達成ができなかった課題の解決に努めるとともに取組のさらなる充実・定着・拡大を図ろうと考えております。

さらに、教職員の働き方改革を推進し、教師力向上への支援を充実させることを新たに加えた、4つの重点の取組を通じて、次期プランの目標である「ともに未来を創る『くるめっ子』の育成」に向けて取り組んでいきたいと考えております。

3 G I G Aスクール構想の取組について

国は、近く到来する Society5.0時代を生きる子ども達が、社会の創り手として活躍できるようにするため、1人1台の学習用コンピュータの配備を目指すG I G Aスクール構想を打ち出しました。

市教育委員会としましては、教育 I C T環境の整備は「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学び」や「新学習指導要領及び次期プランが目指す授業」の実現に向け、重要であると考えています。

今後、国のロードマップを踏まえた通信ネットワークの整備と計画的な学習用コンピュータの配備を進め、タブレット端末を活用した授業づくりの研究を行う小学校2校・中学校2校の推進校の取組に加え、新たに学習用コンピュータを先行的に導入する実証校の研究や教員研修を行いながら、授業の中で効果的な活用ができるように準備を進めていきます。

【質問要旨】 7 教育について
(2) 教職員の働き方改革について

【質問趣旨】 教職員の在校等時間の実態をどのようにとらえ、在校等時間の縮減のためにどのような取組を進めているのか。

【回答要旨】 1 教職員の在校等時間の実態
久留米市の教職員の在校等時間の把握については、I Cカードタイムレコーダーによる出退勤時刻の管理と実態把握をしています。夏季休業中の8月を除いた5月から12月までの平均では、いわゆる過労死ラインと言われる、月80時間以上の超過勤務を行っている教職員の割合が、小学校で12.3%、中学校で24.3%という結果となり、全国平均を下回るものの、大変厳しい状況にあると認識しております。

2 在校等時間の上限に関する条例等の策定

学校教職員の任命権者は都道府県であり、その勤務条件に関する条例等は、都道府県が定めるべきと解しています。現在、福岡県教育委員会では、在校等時間の上限が「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法上に根拠のある指針となったことを受け、在校等時間の上限に関する条例策定に向けて準備をしているとお聞きしています。

3 在校等時間縮減の取組

市教育委員会としましては、教職員の働き方改革を推進するために、平成29年度に、校務支援システムを活用した事務作業の負担軽減に取り組んだ他、部活動外部指導者の活用などを進めてきました。また、一昨年5月には、教育部内に「久留米市立学校における働き方改革推進本部」を設置し、お盆の時期に5日間の学校閉庁日の設定、部活動ガイドラインの策定などに取り組んでおります。

さらに、4月からは、勤務時間外における自動応答メッセージによる電話対応を一斉に実施することとしており、今後とも、学校と連携を図りながら、教職員の在校等時間の縮減の実効性を高める取組を進めていきたいと考えております。

また、国のGIGAスクール構想において、GoogleのG Suite for EducationやMicrosoftのTeams for Education等の教育ICTを導入することで、教材作成や採点業務などの削減による教職員の大幅な負担軽減の実現を期待しているところです。

2回目

【質問要旨】

7 教育について
(2) 教職員の働き方改革について

【質問趣旨】

部活動への外部人材の活用について、今後どのように考えているのか。

【回答要旨】

部活動の外部指導者について、まだまだ課題があると認識しており、現在策定に向けて取り組んでいる部活動ガイドラインの実行と併せて、現場の声も聞きながら改善等を行い、よりよい体制を整えていきたいと考えています。

個人

【質問議員】

吉武 憲治 議員

【質問要旨】

2 久留米市立小・中・特別支援学校・高等学校におけるICT教育の現状について（パソコン・タブレット・電子黒板・校務支援システム）

【質問趣旨】

- ①各学校のパソコン等の配置数及び活用状況とその成果は何か。
- ②GIGAスクール構想を受けて久留米市が取り組むべき課題は何か。
- ③校務支援システムの現状をどう認識しているのか

【回答要旨】

1 各学校の学習用コンピュータ等の配置数及び活用状況とその成果

まず配置についてですが、小学校及び特別支援学校には、パソコン教室に20台と3年生以上の全学級に1台ずつを、中学校にはパソコン教室に40台と全学級に1台ずつを配置しております。

また、タブレット端末を教育ICT活用推進校の小学校2校に46台ずつ、中学校2校に43台ずつ配置しております。電子黒板については、小・中・特別支援学校に1台ずつを、大型モニターについては全ての教室に配置しております。高等学校については、久留米商業高等学校は学習用コンピュータ120台と電子黒板22台を配置し、南筑高等学校には、学習用コンピュータ40台と電子黒板17台を配置しております。

その活用状況ですが、デジタル教材を視覚的な提示等に活用するなど、ほぼ毎日の授業で活用されているところです。

また、その成果として、児童生徒の学習意欲を高めたり学習理解を深めたりすることができていると考えております。特に、タブレット端末配置校では、タブレット上で自分の考えと友達の考えを比べたり、自分の動きを撮影して確認したりするなど、主体的・対話的な学習が展開されていると考えております。

2 GIGAスクール構想を受けて取り組むべき課題

現在、国が進めるGIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現することが目指されており、そのための補正予算が組まれているところです。

市教育委員会といたしましても、その流れに乗り遅れることなく、国の支援を最大限に活用し、児童生徒1人に1台の学習用コンピュータを配置することなどが課題と考えており、充実した教育ICT環境の整備を目指したいと考えております。

3 校務支援システムの現状

平成 29 年度の導入から約 3 年が経過し、出席簿の管理など、校務の効率化を図る上で一定の成果が上がっているものの、一方で、操作方法が複雑であるなどの課題があることは認識しております。

そこで、各学校の校長や教頭、主幹教諭と、教育委員会関係各課の代表で構成した学校 ICT 活用推進協議会において定期的な話し合いを行い、現状の把握や運用についての改善策の検討などを行っているところです。

2 回目

【質問要旨】 2 久留米市立小・中・特別支援学校・高等学校における ICT 教育の現状について（パソコン・タブレット・電子黒板・校務支援システム）

【質問趣旨】 ①GIGAスクール構想で配置したパソコンを教員が活用できるようにするために、どのような支援を考えているのか。
②校務支援システムの今後を、どのように考えているのか。

【回答要旨】 1 GIGAスクール構想で配置した学習用コンピュータを活用できるようにするための教員への支援

児童生徒 1 人に 1 台配置された学習用コンピュータを、教員が日々の授業の中で効果的に活用できるようにすることは、非常に大切なことと考えております。

そこで現在、教育部内にプロジェクトチームを組織し、その活用方法についての調査研究を行っているところです。また、今後、その研究成果を生かして実証校を指定し、授業での活用モデルを構築していく必要があると考えております。

また、コンピュータの操作に関する専門的な相談を行えるような ICT 支援員の配置やヘルプデスクの設置なども検討する必要があると考えております。

2 校務支援システムの今後

校務支援システムについては、改善が必要であると認識しております。その中で、現状のシステムを改善して使用する、または、新しいシステムの導入を検討するなど、いくつかの選択肢があると考えております。

そのような前提の中で、現状で把握しております課題を改善していくとともに、GIGAスクール構想との整合や連携を図りながら、より使い勝手の良い校務支援システムについて、総合的に検討を進めていきたいと考えております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 学校給食調理室について

【質問趣旨】 久留米労働基準監督署からの通知「学校給食調理施設における熱中症対策について」を、どの様に受け止めているのか。

【回答要旨】 1 久留米労働基準監督署からの通知について

労働安全衛生法上、給食調理室で働く調理員に対する法的な措置義務を負うのは、当該業務を受託した事業者になりますが、同法第 22 条第 2 号には、「暑熱、多湿の屋内作業場で有害の恐れのあるものについては、冷房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない」と規定されております。

今回の労働基準監督署から通知は、設備の所有者としての久留米市に対して通知

されたものであり、その内容は、主に3点でございます。

1点目は、「冷房、通風等適当な温湿度調節の措置として、十分な効果が得られる設備を早急に検討すること」、2点目は、「熱中症対策の一定の基準を設け、受託事業者間でその対策に差が生じないように配慮すること」、3点目は、「熱中症対策の基準を設ける際には、受託事業者や医師等労働衛生に関して専門的な知識を持つ者に意見を求めること」であります。

今後の対策ですが、久留米市といたしましては、この通知を真摯に受け止め、調理業務を受託した事業者とも連携しながら、熱中症の症状が未発生の学校の分析・検証並びに他市の先進事例の取り組みの調査・研究を進めながら、スポットクーラーの追加配備、クールベストの着用、空調を有する休憩室でのこまめな休憩など、できる事から取り組んでいきたいと考えております。

2回目

【質問要旨】

2 学校給食調理室について

【質問趣旨】

特に温度の高い学校や体調不良者が多い学校には事情を聞くなどの調査は行っているのか。また、久留米労働基準監督署からの通知「学校給食調理施設における熱中症対策について」に対して、今後、どの様に取り組むのか。

【回答要旨】

1 学校現場への調査について

昨年、調査を行い、温湿度の状況と各症状等について聞き取りを行い、また、学校現場の職員、栄養士等にどういった工夫ができるのかということを知り取りしています。今後も、現場の声を大事に、対策をとっていく必要があると考えております。

2 冷房、通風等適当な温湿度調節の措置について

先ほど、通知の内容が3点あると申し上げましたが、1点目の冷房、通風等適当な温湿度調節の措置につきましては、空調設備の設置を含めた改修工事を計画的に進めて行きたいと考えており、また、あわせて給食提供方式の検討も進めていきたいと考えております。

給食室の改修や給食提供方式の検討は、相当の時間を要するものと考えており、財政面も踏まえ、換気による湿度の調節など、有効な取組については、早急に対応していきたいと考えております。

3 熱中症対策の基準の設定について

2点目の熱中症対策の基準につきましては、クールベストの着用、空調を設備した休憩室でのこまめな休憩など、受託事業者間の熱中症対策に差が生じないように調整していきたいと思っております。その調整の中で、一定の基準を設定していきたいと考えております。

4 熱中症対策の基準を設定する際に専門家などの意見聴集について

3点目の熱中症対策の基準を設定する際に専門家などに意見を求めることについては、現場の意見を聞くとともに、労働衛生に関する専門的な知見を有する産業医などの意見も求めたいと考えております。

3回目

【質問要旨】

2 学校給食調理室について

【質問趣旨】

- ①現場への聞き取り調査をしていただきたい。
- ②スポットクーラーは、効果がないので、追加配置しても熱中症対策として有効では

ないのではないか。
③予算規模が少なくてもできる対策などの速やかな対応をお願いしたい。

- 【回答要旨】
- 1 現場への聞き取り調査について
これまでも、現場への聞き取り調査等を行ってきましたが、今後、具体的な対策を練っていく上では、体調不良者が多かったところ、そして、少なかったところの現場の声をしっかり聞くとともに、また、受託事業者からもしっかりと状況を聞き取っていき、参考にさせていただきたいと考えている。
 - 2 スポットクーラーについて
スポットクーラーにつきましては、導入後、学校からは、「熱中症対策の一助になっている。」とのことであり、追加配置を希望する学校もありましたので、速やかに対応したいと考えております。
その他の対応につきましては、受託業者から「保冷材ベストの着用」「経口補水液の常備」「HACCP対応Tシャツの着用」等の提案がっております。
受託業者の取組と併せて、市教育委員会では、給食調理室内の熱源を抑制できる献立の研究・工夫や、他自治体の状況も調査し、出来る取組から速やかに取り掛かりたいと考えております。

【質問議員】 小林 ときこ 議員

【質問要旨】 2 ジェンダー平等について
(3) 学校における制服の選択について

【質問趣旨】 久留米市における制服の選択制の検討状況について問う。

- 【回答要旨】
- 1 現在の状況について
文部科学省の通知では、学校における児童生徒への支援例として「自分が認識する性別の制服・衣服や体操着の着用」が示されております。
本市におきましても、市立高校では、女子生徒がスカートかスラックスを選択できるようになっているほか、中学校等でも体操服の登校を認めるなど、個別の対応が行われています。
 - 2 制服の選択制について
市教育委員会としましては、児童生徒の精神的な負担を取り除くためにも、児童生徒が性別を問わず、自分に合ったものを選んで着用するなどの選択肢を広げていくことも必要であると考えており、他自治体の事例も参考に研究していきたいと考えています。

2回目

【質問要旨】 2 ジェンダー平等について
(3) 学校における制服の選択について

【質問趣旨】 性的マイノリティに対する教員の意識向上ため、継続した研修が必要ではないか。

- 【回答要旨】
- 1 基本的な考え方
市教育委員会としましては、教員が性の多様性や性的マイノリティについて理解し、確かな認識を持つように意識啓発を図ることが重要であり、カミングアウトの有無にかかわらず、全ての児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりが必

要であると考えております。

2 教員研修の充実について

性の多様性や性的マイノリティに関する教員の理解促進につきましては、校長会等において毎年度情報提供を行っており、平成30年度には、当事者の方を招聘して話を聞くなどの校内研修や保護者並びに地域の方と研修会を開催するなどの取組が市立小学校28校と中学校9校で実施されました。

今後とも、全ての教員が児童生徒の心情に配慮したきめ細やかな対応ができるよう継続して教員研修を行ってまいります。

【質問議員】 中村 博俊 議員

【質問要旨】 3 スポーツによるまちづくりについて
(2) 市立高等学校の部活動の強化について

【質問趣旨】 野球部の強化に向けて「部活動指導員の導入」「練習設備の充実」「推薦入試のあり方」について踏み込んだ対応が必要ではないか。

【回答要旨】 1 基本的な認識

部活動は、スポーツや文化芸術に関心のある同好の生徒が自主的に参加する学校教育活動の一環として行われており、高校の部活動は、野球をはじめ大会内容や注目度の高さから、生徒のキャリア形成の意義も高いものがあります。

一方で、30万都市である久留米市が市立高校2校、組合立高校1校を持つことの財政的負担や、少子化による定員割れや学力水準維持などの課題に直面しており、ご指摘のような特徴を出すことが大変重要と考えます。

2 部活動指導員の導入について

部活動指導員は、文部科学省が平成29年に新たに制度化した学校職員であり、教員免許がなくても試合の引率や指導ができるため、技術指導の充実や教員の負担軽減が期待されています。

その導入については、人材の確保や高校では国県の補助がないという財源上の課題もありますが、他自治体の取組を調査しながら、研究していきたいと考えています。

3 練習設備の充実について

部活動の練習設備については、現状の施設では十分ではない面も見られています。昨年から開始した市立高校を応援するふるさと納税を利用して、同窓会やスポーツ団体関係者への資金集めを行い、部活動等の練習設備の充実を行いたいと考えています。

このふるさと納税に関しましては、市議会議員の皆様の応援もありまして、しっかり定着させたいと思います。

4 推薦入試制度について

現在、市立高校では、野球や柔道など特定の部活動で優れた実績や能力を持つ生徒等への推薦入試制度を導入しており、南筑高校のスポーツキャリアクラスでは、素根輝選手や古賀 若菜選手が世界で活躍するなど実を結んでいるところです。

今年度、久留米商業及び南筑高校の両校長と市長・教育部門との協議において、推薦入試制度を含めた活性化策について議論し、その実現に向けた取組を要請したところです。

推薦の対象となる生徒への手厚い経済支援など、私立高校と同等の対応をするには限界もありますが、受験エリアの拡大など推薦入試制度の中で、優秀な生徒を確保する有効な手立てについて研究していきたいと考えております。

【質問議員】 南島 成司 議員

【質問要旨】 2 小学校における屋外トイレの設置について

【質問趣旨】 小学校の屋外トイレは、児童の学習活動はもちろん、社会体育等の地域活動においても必要だと思うが、どのように考えているのか。

【回答要旨】 1 基本的な考え方について

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用されることから、子どもたちが安全・安心に過ごすための教育環境を確保するとともに、防災機能の強化を図っていくことが重要であると認識しています。

特に小学校の屋外トイレは、体育の授業や運動会などの学校行事及び就学前の幼児の遊び場や子どもや社会人の各種スポーツ、高齢者の健康増進などの学校外活動においても幅広く利用されており、また、防災の観点からも積極的に整備を行っているところです。

2 小学校における整備状況及び今後の取組みについて

令和元年度末において、屋外トイレを単体で設置している学校は31校となっています。また、体育館やプール付属棟などに屋外トイレを併設している学校が11校となっています。

今後の整備につきましては、国の有利な補助金等が活用できることから、今回の3月補正予算として2校分を計上させていただいているところです。

今後とも、未設置の小学校への設置を進めるとともに、併せて、既存トイレの洋式化など、安全・安心かつ快適な屋外トイレの整備に取り組んでいきたいと考えています。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 2 ICT教育について

(1) 現状に対応するメディアリテラシーのあり方について

【質問趣旨】 教育ICTが推進されていく中で、児童生徒のメディアリテラシーの育成に関する基本的な考え方を問う。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

令和2年度から小学校で、翌3年度から中学校で完全実施される新学習指導要領では、学習の基盤として、情報モラル教育を含む情報活用能力の育成が掲げられています。

市教育委員会としましては、教育ICTの活用により、誰一人取り残さない個別最適化された学びの実現を目指しつつ、情報の意図を読み取って取捨選択するための力を育成することが、より重要になると考えています。

2 今後について

現在学校では、小学校3年生から情報モラルに関する学習を道徳や特別活動等に位置付けて体系的な学習を行うとともに、外部講師を招聘して児童生徒と保護者が一緒にインターネット利用に関する規範意識を学ぶ取組も行っています。

今後、教育におけるICTの活用が新たな段階に進むことを踏まえ、子ども達が情報を的確に分析・活用しながら、情報社会の中でよりよく生き抜くことができるよう、指導の充実に取り組んでいきたいと考えています。

- 【質問要旨】 2 ICT教育について
(2) ICT活用のリスクとその対応について
- 【質問趣旨】 インターネットの利用には、有害サイトや長時間の利用によるリスクがあるが、それを回避するための対応について問う。
- 【回答要旨】 1 インターネットの利用に関するリスク
児童生徒のインターネット等の利用については「SNSや動画視聴によるネット依存や長時間の利用」や「知らない人との交流によるトラブル」などのリスクが指摘されています。
また、文部科学省の調査によりますと、長時間の利用による視力の低下、睡眠障害、姿勢の悪化等の身体的なリスクも懸念されているところです。
- 2 今後の対応について
教育ICT環境の整備を進める一方で、インターネットの利用によるリスクを回避する学習も重要であると考えており、各学校ではインターネット、スマホ、携帯電話等によるトラブルや被害の深刻さ、人権侵害や健康上の危険性についてのビデオ学習や、講演会等を実施してきたところでございます。
重要なことは、全ての新しい道具や教材に共通しているとおおり、良い面と悪い面が両方あり、教師や保護者等が正しい使い方を推奨して前向きに新技術と向きあうことです。この辺りはしっかりと研究していくべきと思います。
今後とも、市教育委員会と共に、家庭や地域と連携しながらインターネットを正しく安全に使うための取組を進めていきたいと考えております。
最近、新型コロナウイルスで学校が休校となりまして、教育ICTを使いまして、学びをとめないという運動が経済産業省・文科省などの政府・民間企業で盛り上がっているところでございます。久留米市でもICT活用で子どもの学びをしっかりと応援していきたいと思っております。
例えば、ZOOMを使って、学校の先生と生徒全体が、久留米市提供のタブレット画面で朝の会を行うことが可能になります。また、LINE、NHKの提供するプログラムでは、YouTube等を使いまして、先生が国語、算数、理科、社会の授業をすることができます。こういったことで、休暇中でもしっかりと学びをとめないことが必要だと思っております。その時にICTのリスクに関してもしっかりと周知させていくことが必要だと感じます。
- 【質問議員】 藤林 詠子 議員
- 【質問要旨】 4 フリースクールについて
(1) 教育機会確保法を踏まえた連携、情報提供、活用について
- 【質問趣旨】 学校とフリースクールの連携状況、フリースクールの利用状況、保護者への積極的な周知について問う。
- 【回答要旨】 1 基本的な考え方
市教育委員会では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び昨年10月に文部科学省が通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づき、不登校対策は、教室復帰のみを目的とせず、フリースクールなど当該児童生徒にとって最適な学びの場を選択できるよう支援することで、社会的な自立を促すことが重要であると考えています。

2 学校とフリースクールの連携状況について

学校では、担任等が不登校の児童生徒や保護者と定期的に連絡を取り合うように努めていますが、フリースクールとの関わりは乏しい現状があり、普段から情報交換や連携に努める必要があると考えています。

3 フリースクールの利用状況と周知について

フリースクールは、その指導内容が適切であると校長が判断する場合は出席扱いとしており、本市では、今年度小学生 10 校 11 人と中学生 12 校 17 人が 11 箇所のフリースクールを利用して出席扱いとなっています。今後、これらの実績があるフリースクールにつきましては、学校から保護者に対する周知を図っていきたいと考えています。

【質問要旨】

4 フリースクールについて

(2) 経済的な理由で利用できない児童生徒について

【質問趣旨】

フリースクールの利用には費用がかかるため、利用できない児童生徒がいる。経済的に厳しい世帯に補助はできないのか。

【回答要旨】

教育機会確保法では、フリースクールなど学校以外の場において学習活動等を行う児童生徒への支援が規定され、国や地方公共団体による教育機会の確保のための財政措置に関する努力義務規定も設けられています。

市教育委員会としましては、フリースクールの社会的ニーズの高まりを踏まえ、その支援について課題として認識しており、今後国県による財政措置の動向を注視していきたいと考えています。

令和2年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
田中 功一 議員	2 東京2020オリンピック・パラリンピックについて
佐藤 晶二 議員	6 「宝の山である高良山」を初め、文化遺産・歴史の施設への整備対策について (1) 4町における歴史や遺跡の編さんについて
<個人>	
松延 洋一 議員	4 史跡筑後国府保存活用について
中村 博俊 議員	3 スポーツによるまちづくりについて (1) 久留米スポーツ推進計画について
森崎 巨樹 議員	2 鬼夜振興策について

(市民文化部関係)

代表

【質問議員】 田中 功一 議員

【質問要旨】 2 東京2020オリンピック・パラリンピックについて

1回目

【質問趣旨】 ケニア、カザフスタン選手への対応、市民との交流、市民への情報発信のあり方について、どんな計画をしているか

- 【回答要旨】
- 1 事前キャンプの支援体制
事前キャンプの支援体制については、ケニア共和国、カザフスタン共和国、両国のキャンプを成功させるため、産学官からなる実行委員会を組織し、「オール久留米」体制で支援することとしております。
 - 2 選手への対応
選手への対応については、事前キャンプの支援として、久留米アリーナ、久留米総合スポーツセンター陸上競技場をはじめとした練習会場の確保や練習相手を手配するとともに、選手のケガや体調管理など医療サポート体制を整備しているところです。
また、宿泊施設や食事の提供等についても市内ホテル等と調整を進めているところです。
 - 3 市民との交流
市民との交流につきましては、市民の皆様には事前キャンプを可能な範囲で公開するとともに、選手たちによるスポーツ教室、学校訪問、日本文化の体験等の交流を企画しております。
 - 4 情報発信の状況
情報発信については、両国の出場選手に関する情報、事前キャンプの様子、市民との交流等について、ホームページや広報くるめ等への掲載、また、報道機関等の情報提供など、様々な媒体を通じてタイムリーに情報を発信してまいります。

2回目

【質問趣旨】 選手、市民が久留米でのキャンプを良かったと思うことが重要であるが、どう考えるか。また、このキャンプ受け入れを今後どう活かしていくのか。

【回答要旨】 1 双方がよかったと思われる事前キャンプの実施について
事前キャンプにつきましては、両国のキャンプ計画を確実に実行するとともに、久留米大学をはじめとする高度医療機関と連携したサポートや久留米の農産物を使った食事の提供など久留米の強みも活かしながら、両国の選手が十分にトレーニングできる環境づくりに努めていきたいと思っています。また、市民の皆さんのあたたかい歓迎に加え、海外のトップアスリートの練習見学や子どもたちとの交流、日本文化の体験交流、更には大会開催期間中のパブリックビューイングの実施など、両国の選手や市民にとって心に残る良い思い出になるような取り組みを行っていくこととしております。
この様に、事前キャンプを成功させ、オリンピック・パラリンピックが市民一体となって盛り上がりを見せることが、両国の選手、市民からも久留米で事前キャンプをしてよかったと思われることになると考えています。

2 事前キャンプを活かす考えについて
ご指摘のように、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプを外国の代表選手が久留米で行うことは大変貴重な機会であります。
今後につきましては、事前キャンプで培ったノウハウや関係機関とのネットワークを十分に活かし、今後の大規模大会やスポーツキャンプの誘致に繋げていきたいと考えています。久留米市では、東京2020オリンピック・パラリンピックのケニア共和国、カザフスタン共和国のキャンプ実施に向けて準備を進めています。

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 6 「宝の山である高良山」を初め、文化遺産・歴史の施設への整備対策について
(1) 4町における歴史や遺跡の編さんについて

【質問趣旨】 合併前の市・町はそれぞれ独自の歴史を持ち、子どもたちに伝えてきたが、地域のつながりを整理し、一つの久留米市の歴史にする必要があるのではないかと。

【回答要旨】 1. これまでの取り組み
合併前の久留米市及び4つの町では、それぞれの歴史を踏まえ、文化財の保存と活用を行ってまいりました。合併後は、新たな久留米市として、市域全体の貴重な文化財を一体的に保存・活用すると同時に、近年では文化財マップやストーリーシートなど分かりやすい広報リーフレットの作成やイベント等を通じて、地域の皆さまと一緒に、子どもたちをはじめ、市内外の多くの皆さまに久留米市の歴史と文化を紹介しているところです。

2. 今後について
今後につきましても、引き続き、久留米市としての歴史文化や文化財を保存・活用すると同時に、次世代にしっかりと伝えることが重要であると認識しています。
そのためにも、合併前の行政区域に捉われることなく、市内の各地域の歴史的なつながりも把握しながら、久留米市全域としての文化財の保存・活用と、様々な媒体を活用した周知広報活動にもしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

個人

【質問議員】 松延 洋一 議員

【質問要旨】 4 史跡筑後国府保存活用について

【質問趣旨】 ・ 史跡筑後国府跡保存活用計画の概要について
・ 地元説明会における意見と今後の活用について

1回目

【回答要旨】 1. 史跡筑後国府跡保存活用計画の概要について

国は、国指定文化財の計画的な保存と活用を推進しており、平成 31 年 4 月に改正された文化財保護法には史跡等の保存活用計画が位置づけられております。

久留米市では、昨年度より史跡筑後国府跡保存活用計画の策定に取り組んでおり、有識者や地域の代表者による委員会において検討を進めております。この計画では、史跡の本質的な価値を確認し、継承のための課題を整理するとともに、保存・管理、活用、整備などの基本的な方向性を定めることとしております。

2. 地元説明会における意見と今後の活用について

地元説明会は、国の計画策定指針に基づくと共に、地域の声を計画に反映するために実施したものです。この説明会では、市有地の管理状況の改善や、早期の施設整備などのご意見をいただいております。

久留米市では史跡筑後国府跡については、平成 7 年度の国指定以降、追加指定や指定地の公有化を段階的に進め、保護を図るとともに、除草や点検などの管理を継続し、適切な管理を行っております。

また、史跡の活用につきましては、現在策定中の史跡筑後国府跡保存活用計画の方針に基づき、史跡の価値を将来世代に維持していくために、より効果的な保存のあり方を検討してまいりたいと考えております。

2回目

【質問趣旨】 史跡筑後国府跡の今後の歴史公園としての整備・保存活用について、市長の『意気込み』を伺いたい。

【回答要旨】 史跡筑後国府跡保存活用計画では、この史跡を将来にわたり保存・活用していくための基本的な指針を整理しております。

今後は、この計画に基づき、国指定史跡としての適切な保存を念頭に、将来的な整備計画への取り組みなど効果的な保存活用方法等について、地域のご意見もお伺いしながら、検討してまいります。

【質問議員】 中村 博俊 議員

【質問要旨】 3 スポーツによるまちづくりについて
(1) 久留米市スポーツ推進計画について

【質問趣旨】 ・ 市のスポーツ推進計画において、スポーツの振興をどのようにまちづくりに活かしていくのか。
・ 様々なスポーツの中でも野球競技について、どのような振興を図っているのか。

【回答要旨】 1. 久留米市スポーツ推進計画について

本市では「久留米市新総合計画」において、心豊かな市民生活を実現するため、スポーツを活かしたまちづくりを推進しています。

次期のスポーツ推進計画は、市の新総合計画におけるスポーツの分野別計画として位置づけ、令和 2 年度からスタートする予定です。この計画では夢や希望を与え、地域の連帯

感を醸成するなど、スポーツの持つ力を活かし、市民が年齢・性別・障害の有無に関わらず、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、「する」「みる」「ささえる」を視点にさらなるスポーツの振興策に取り組むこととしております。

2. 野球競技の振興について

久留米市では、野球競技をはじめとする体育協会加盟の各競技団体に対し、各種大会に対する運営費等の助成や競技団体が行う各種事業に支援等を行っております。

お尋ねの野球競技では、今年度開催されました権威ある全国大会である高松宮賜杯大会の誘致支援、また、施設面では、久留米市野球場の電光掲示板やグラウンドなどの改修を行ってきたところです。

今後につきましても、各競技団体と連携し、野球をはじめとするスポーツの振興及びスポーツによるまちづくりを推進したいと考えております

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 2 鬼夜振興策について

1回目

【質問趣旨】 全国には鬼夜をはじめとして、様々な伝統的な火祭りがある。火祭りが行われている自治体間で連携し、共同で振興を図れないか。

【回答要旨】 1. 伝統的な火祭り

大善寺玉垂宮の鬼夜は、京都の鞍馬の火祭、和歌山県的那智の火祭りなどと並び、日本三大火祭りに数えられている重要な神事です。

三大火祭りのなかでも、鞍馬の火祭や那智の火祭りは、神を迎え、送る祭りであり、厄払いの行事である鬼夜とは異なるなど、その性質は様々です。

2. 自治体間での連携

このような火祭りはいずれも神社や地域に伝わる神事であり、それぞれ異なった立場で運営されておりまして、そこに行政が積極的に関与していくには非常に難しい問題があるのではないかと思います。

また開催時期や地域性、さらには火祭りが成立した歴史的な背景も異なるため、PRの手法も含めて、どのような連携ができるのかを研究していきたいと思っております。

2回目

【質問趣旨】 振興策の一つとして、火祭りが行われている自治体間と共同で、ユネスコの無形文化遺産への登録を目指してはどうか。

【回答要旨】 1. 無形文化遺産とは

ユネスコの世界遺産が建造物など有形の文化財の継承を対象としているのに対し、無形文化遺産は口承（こうしょう）、伝統、習慣、行事など無形の文化財を対象としています。日本ではこれまでに歌舞伎や和紙など、21件が無形文化遺産に登録されております。

2. 無形文化遺産への登録について

登録申請については、かつては国が行事や伝統工芸などの中から単体で行っていましたが、近年では同じ性質の行事などを国がまとめた上で、国の文化審議会の選考を経て、申請しています。

市としましては、この様な状況を踏まえ、各自治体や国の動きにも注意しつつ、情報収集をしていきたいと考えております。

令和元年度 久留米市学力・生活実態調査（小学校）の結果について

1 調査概要

小学校の全学年を対象として、令和元年12月17日に国語と算数で実施しました。

2 教科に関する調査結果

(単位 %)

		小1		小2		小3	
		国語	算数	国語	算数	国語	算数
平均正答率	久留米市	72.6	72.1	74.3	73.2	64.5	72.9
	全国	73.1	74.4	74.2	73.1	64.9	72.2
達成度		99.3	96.9	100.1	100.1	99.4	101.0

		小4		小5		小6	
		国語	算数	国語	算数	国語	算数
平均正答率	久留米市	67.8	62.9	70.6	65.6	73.6	70.1
	全国	68.9	61.7	70.0	64.3	71.9	67.5
達成度		98.4	101.9	100.9	102.0	102.4	103.9

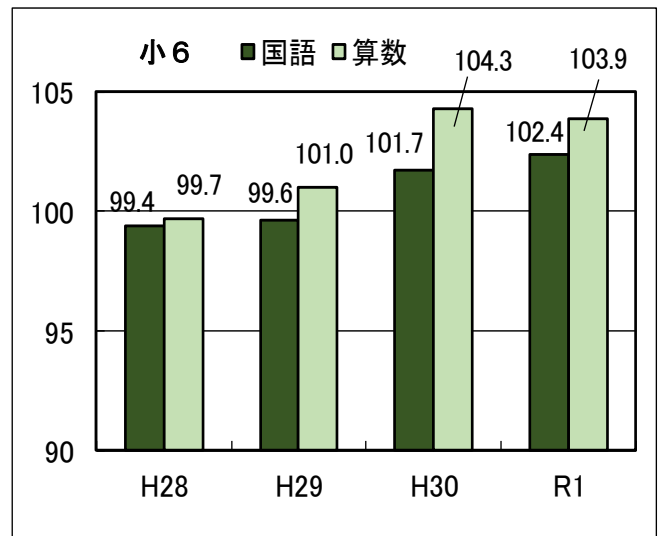
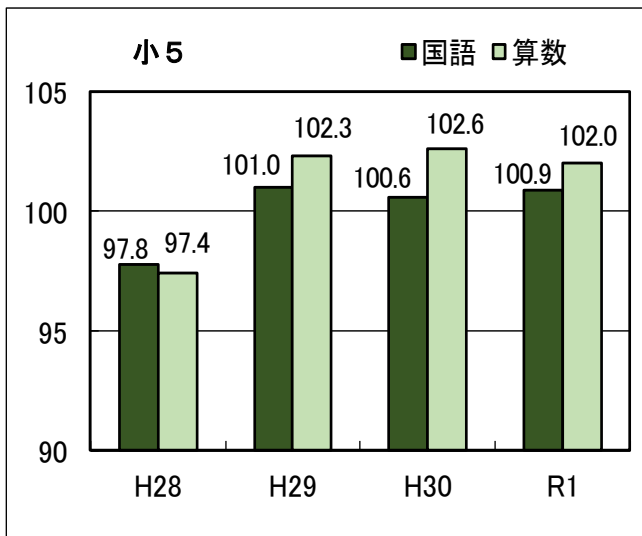
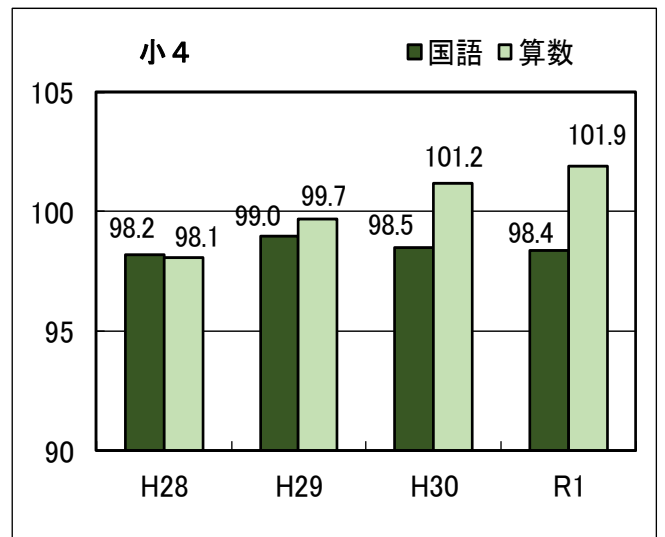
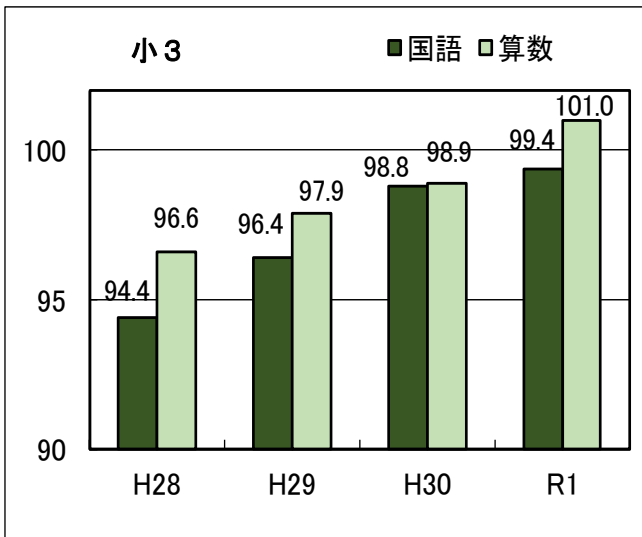
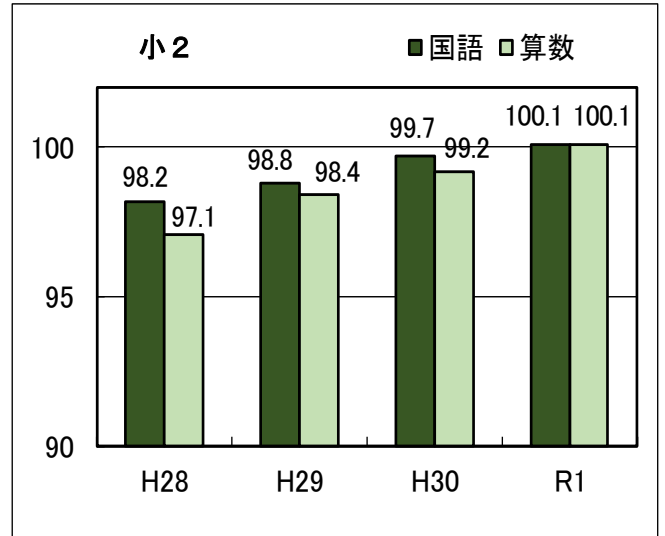
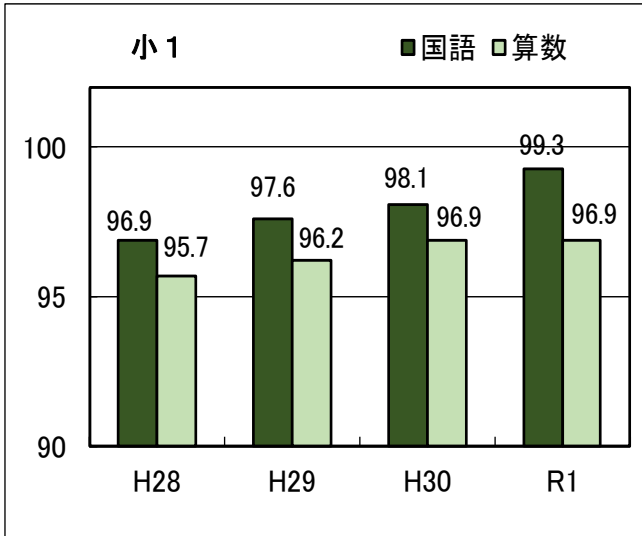
平均正答率

全問題数に占める正答数を百分率で表したもの

達成度

全国の平均正答率を100とした場合の久留米市の値を百分率で表したもの

3 達成度の推移

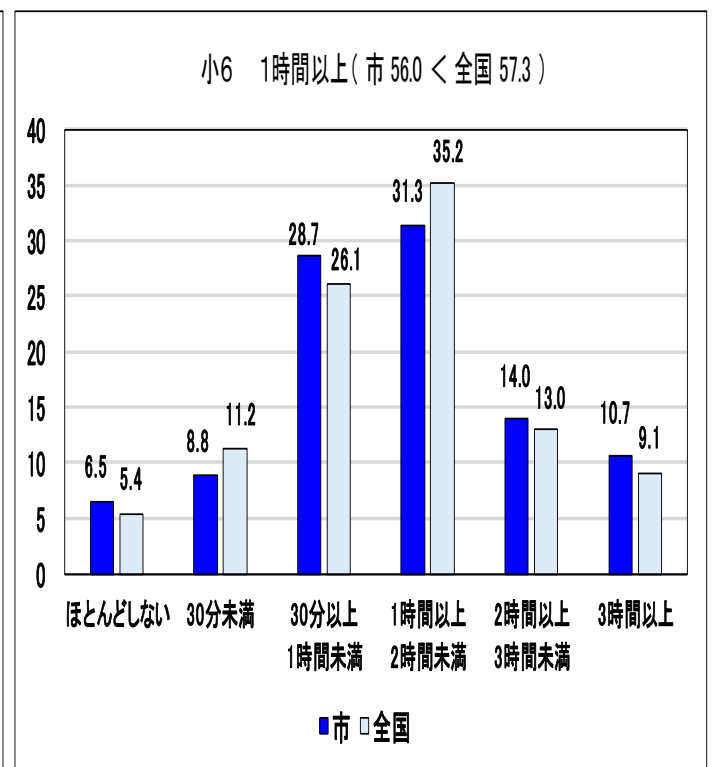
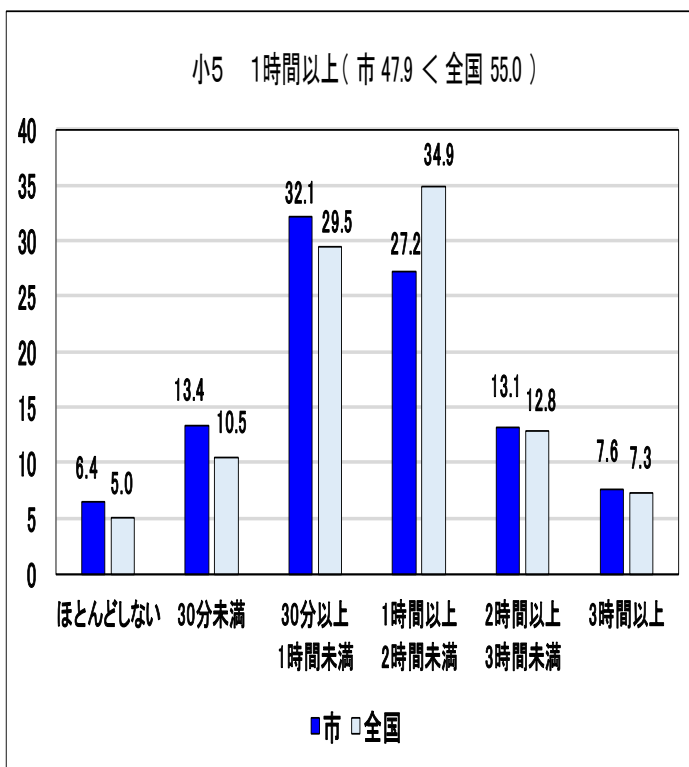
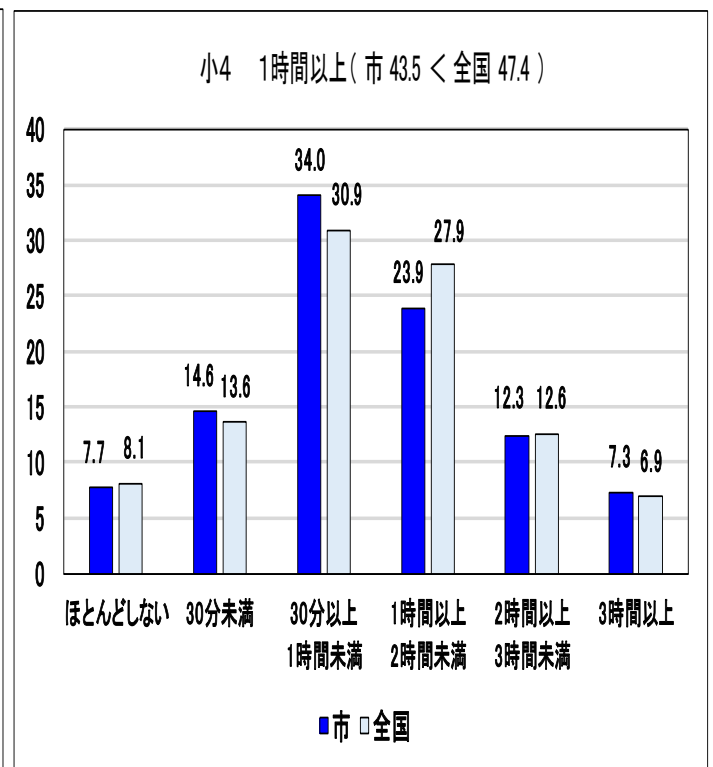
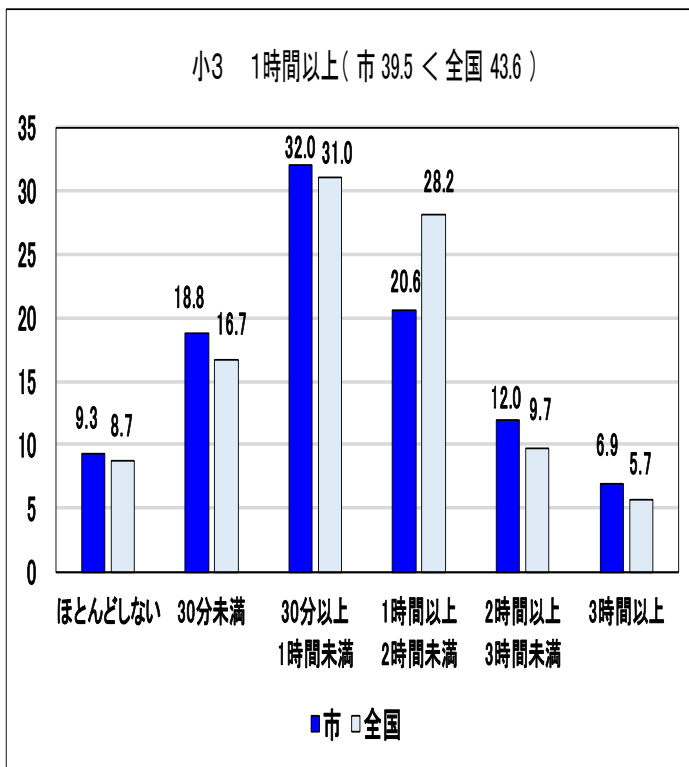


結果

達成度は、総じて改善傾向にあります。国語は、小2・小5・小6で全国平均を上回りました。算数は、小1以外の学年で全国平均を上回りました。

4 学習・生活状況に関する主な調査結果

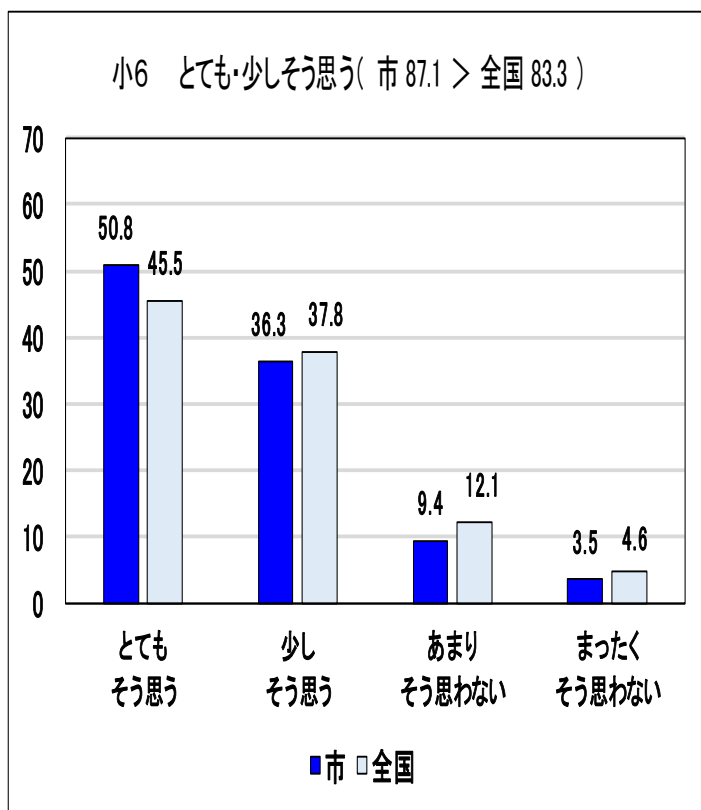
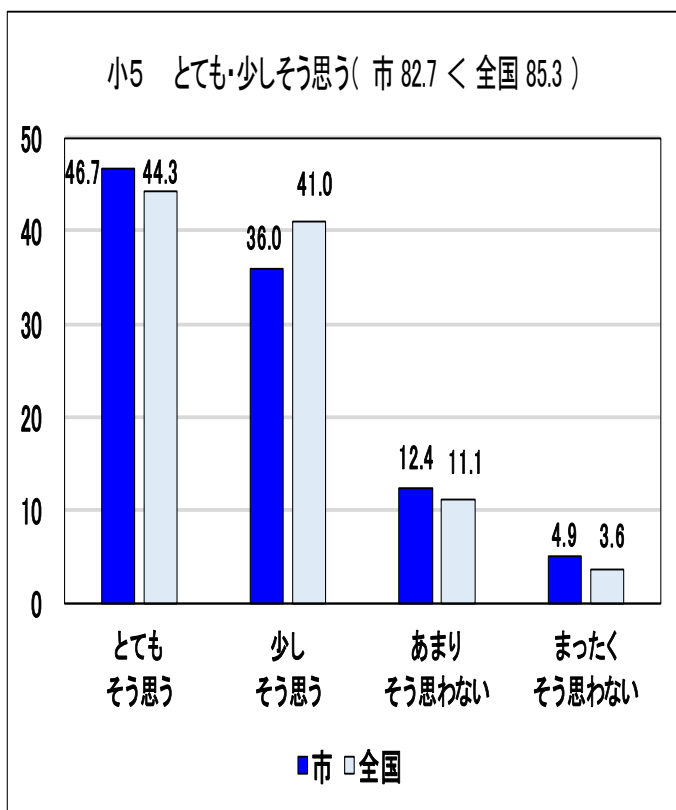
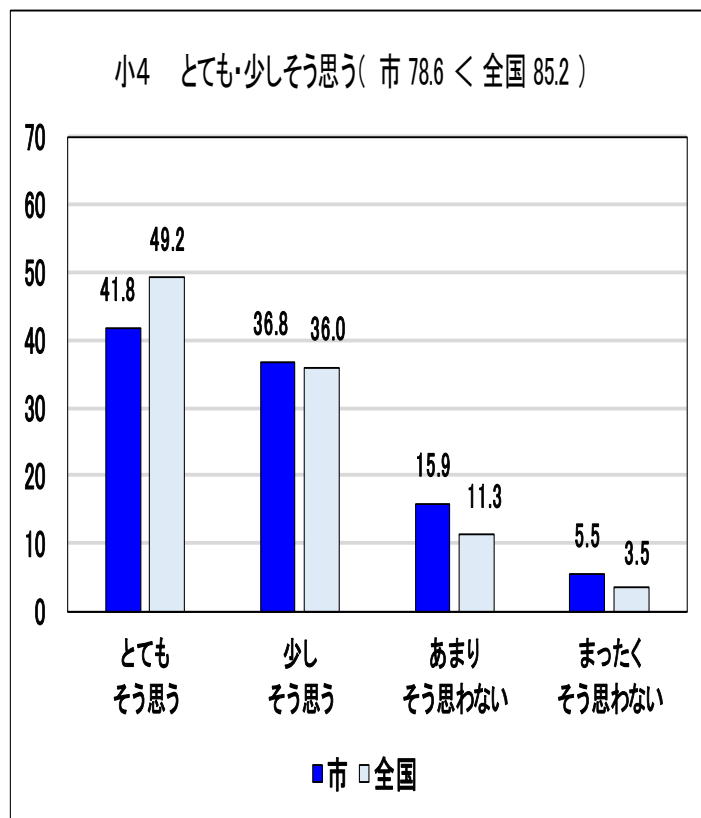
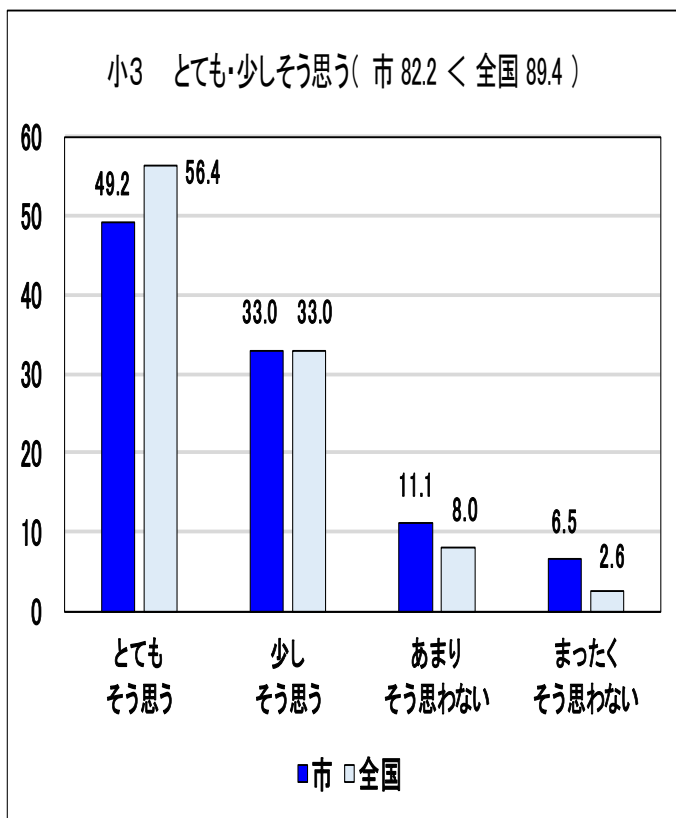
(1) 平日の授業以外の学習時間（塾等を含む）



結果

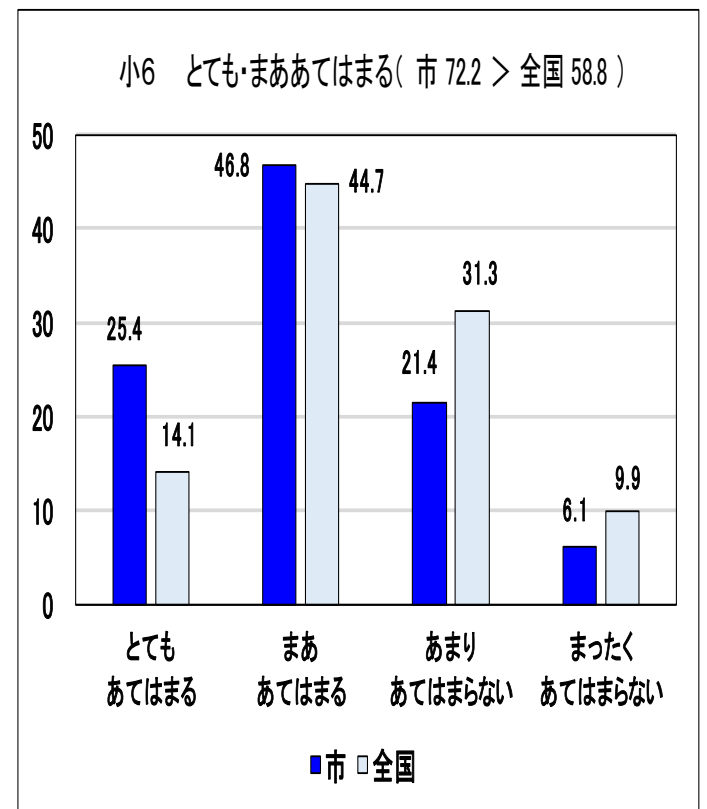
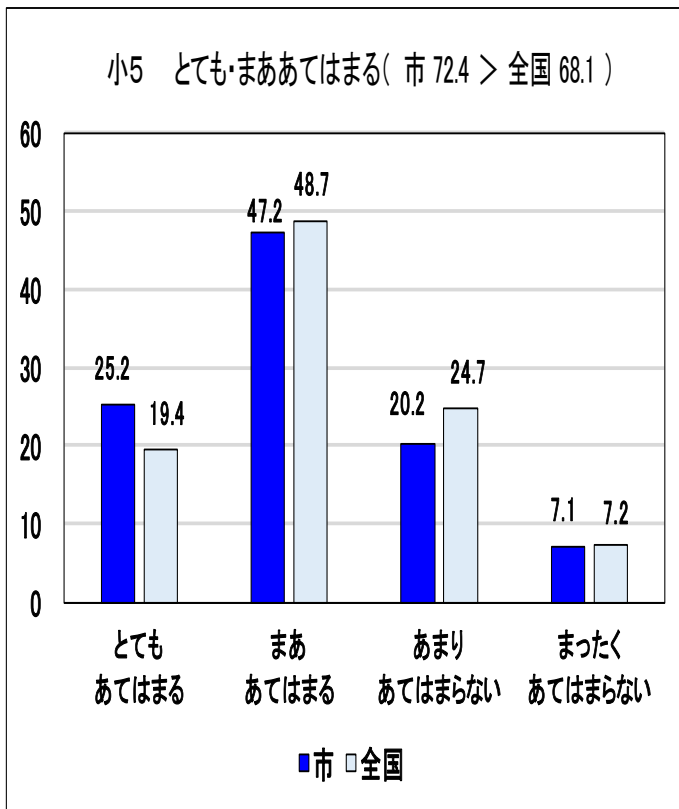
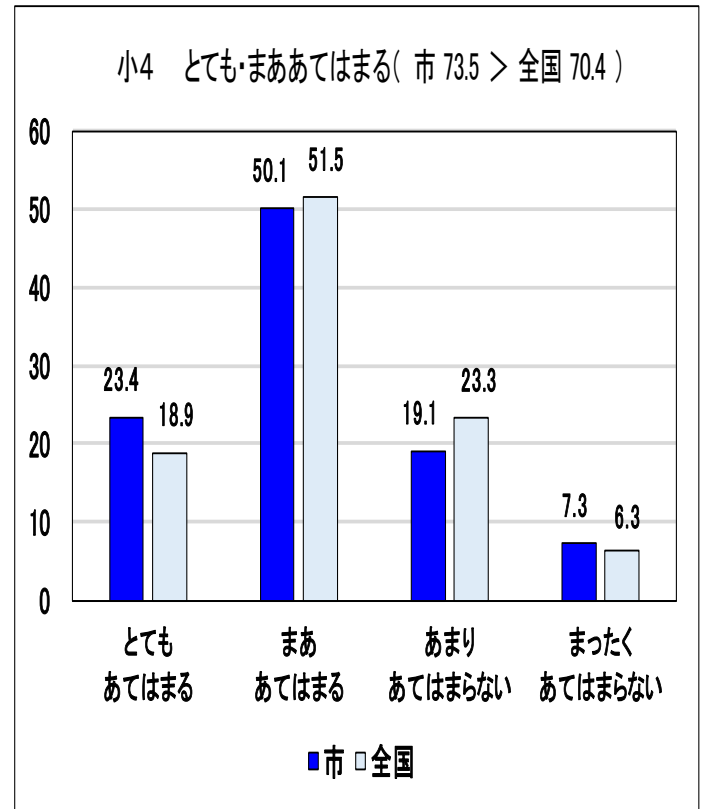
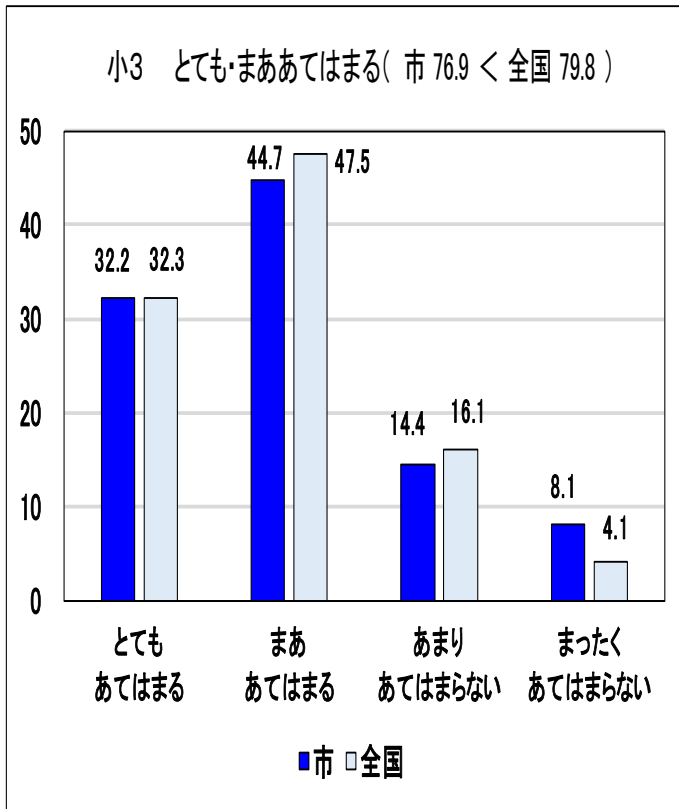
- ・ 授業以外で1時間以上学習する児童の割合は、全学年で全国平均に達していません。
- ・ 「ほとんどしない割合」「2時間以上学習する割合」とも全国平均を上回り、二極化が見られます。

(2) 楽しい学校（学校へ行くのは楽しい）



結果

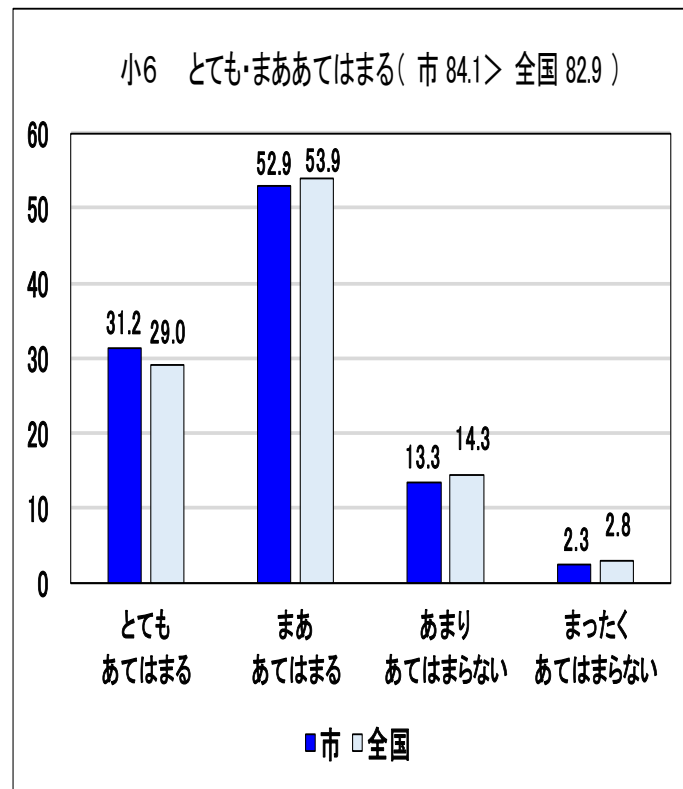
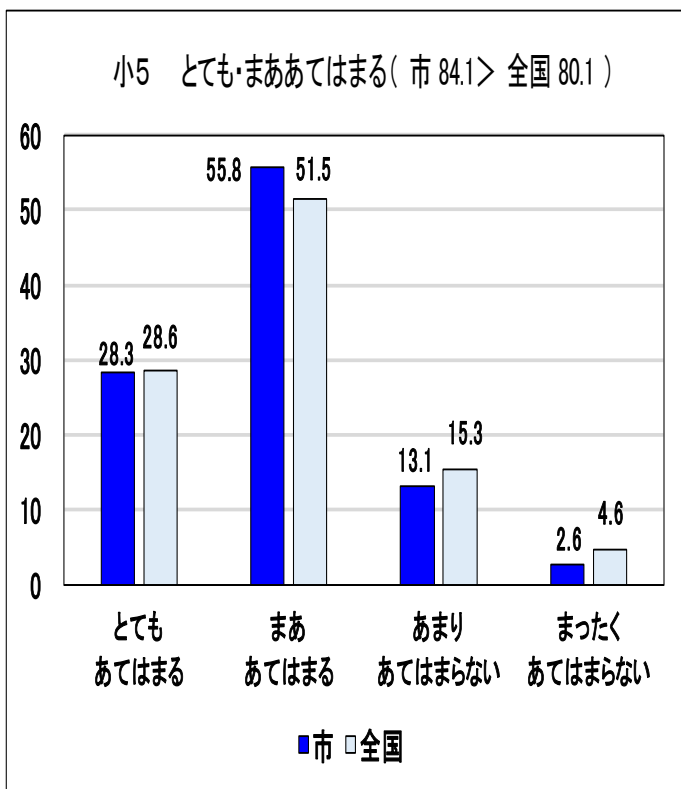
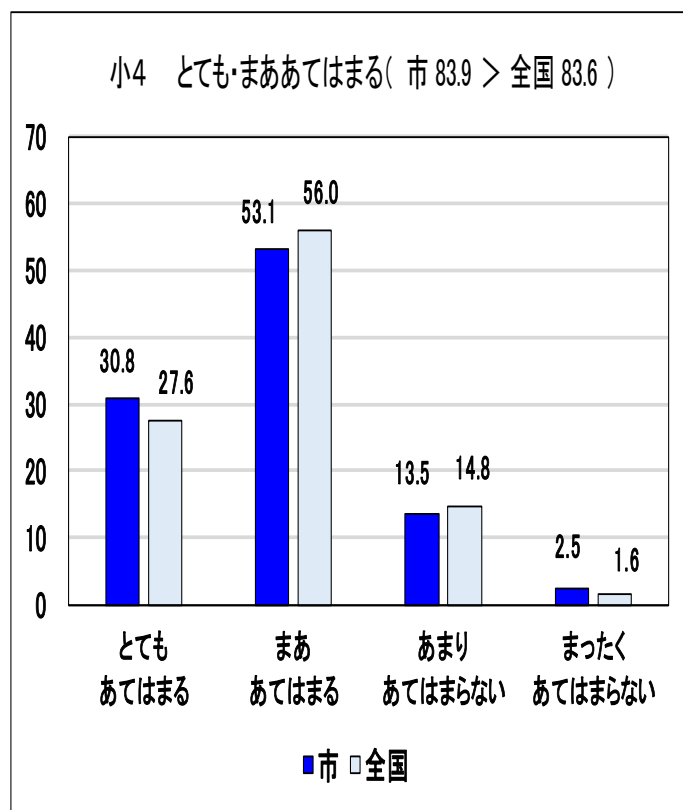
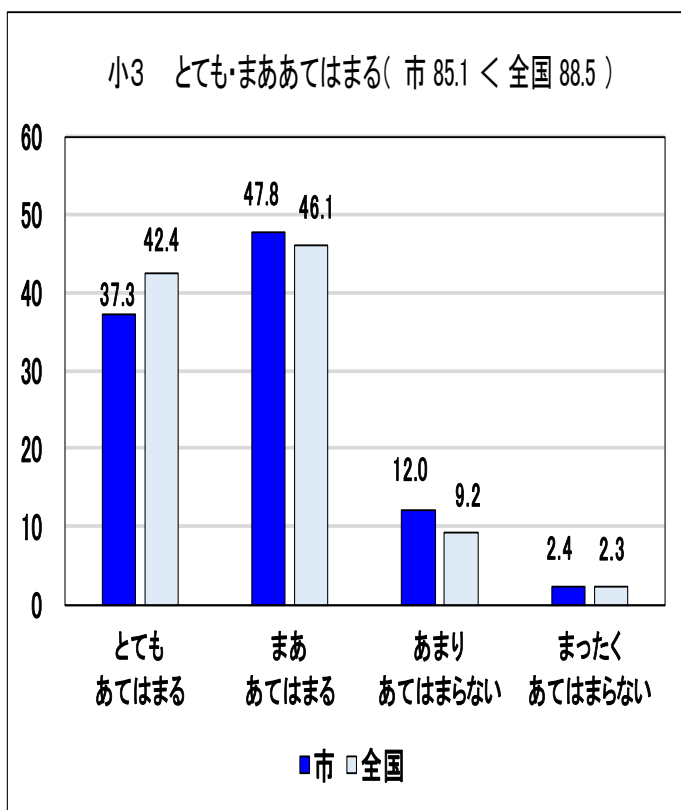
小6のみ肯定的な回答が全国を上回りました。全国の動きとは逆に、高学年に上がるほど肯定的な回答の割合が高くなっています。



結果

小3以外の学年で肯定的な回答が全国を上回りました。とりわけ6年生は、全国を大きく上回っています。

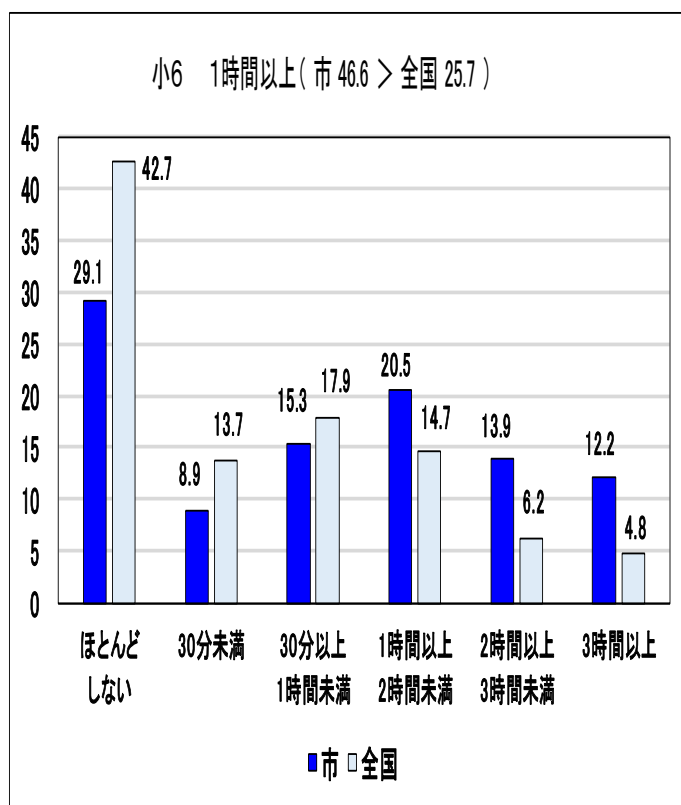
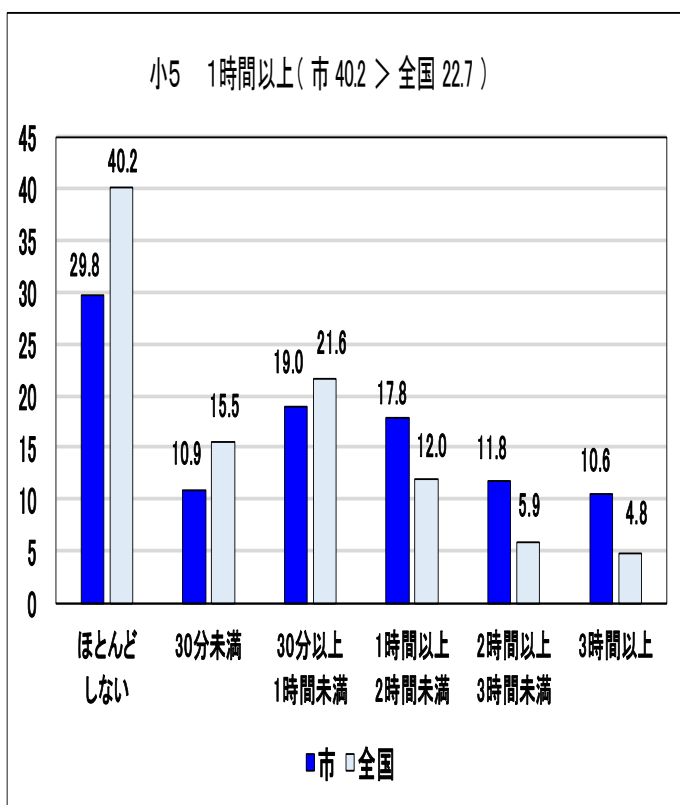
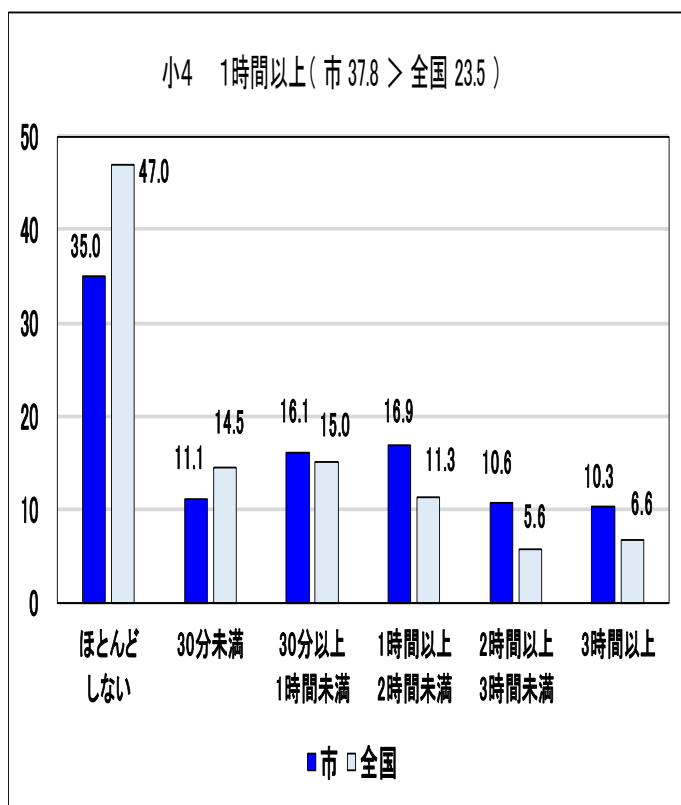
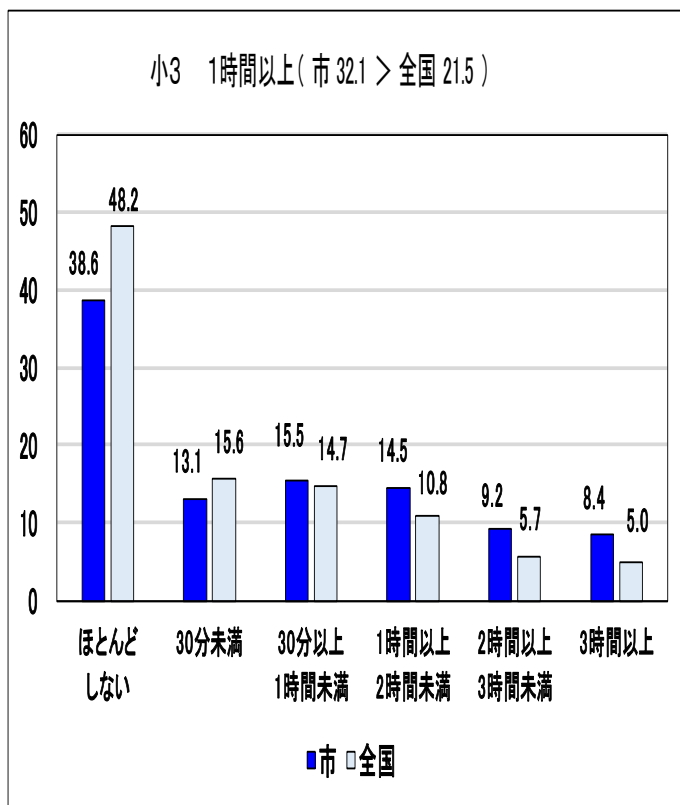
(4) 規範意識（学校のきまりを守っている）



結果

小3以外の学年で肯定的な回答が全国を上回りました。

(5) 平日にゲームをする時間



結果

1時間以上ゲームをする児童の割合は、全学年で全国を上回り、学年が上がるに連れて増加しています。

4 学力向上に向けた主な取組

- ① 教師による知識伝達型の一斉授業から、子どもたちにとって主体的・対話的で深い学びとなる授業への転換を目指し、子どもの思考を促すような教師の発問や子どもの姿で授業を評価するなどのポイントを示した「くるめ授業スタンダード」を策定・活用します。
- ② 授業において、教育ICTの機能を活用した「誰一人取り残さない個別最適化された学び」を実現することによって、個々の学習状況に適応し、全ての児童生徒が参加できるような授業への改善を図ります。
- ③ 学習用パソコンを活用した情報活用能力の育成や国際化を踏まえた英語力の育成など、児童生徒一人ひとりがこれから到来する社会で活躍できるための学力の育成を目指します。

のぞえの丘病院への院内学級の設置について

1 院内学級の設置について

令和元年9月1日に開設された「のぞえの丘病院（久留米市上津町）」の児童思春期病棟内に、上津小学校及び青陵中学校の院内学級（特別支援学級）を設置し、同病院等に一定期間の入院等をしている児童生徒が出席扱いで学習できるようにします。

児童思春期病棟

虐待を受けたり、自傷行為や摂食障害があったりして、心の治療が必要な子どもが入院して治療を受けるもの。九州では、これまで佐賀・長崎・熊本・宮崎県にあり、のぞえの丘病院が福岡県で初めての開設となります。

2 概要

① 児童生徒の定員

小学校16人（8人×2学級）と中学校16人（8人×2学級）

② 教職員体制

特別支援学級の担任として、小学校2人と中学校2人を配置します。

③ 教室等

病院敷地内の学習棟・什器・備品等を活用します。



3 設置予定日

令和2年4月1日

スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について（令和元年度分）

スポーツ大会において、平成31年4月から令和2年3月までの期間に、全国大会出場以上等の成績を収めた個人又は団体について、下記のとおりお知らせいたします。

記

○別紙「スポーツ大会成績優秀者 個人・団体（令和元年度分）」のとおり

以上

スポーツ大会成績優秀者 個人・団体(令和元年度分)

規模	No.	個人・団体名	区分	種目	大会名	日時	結果
国際大会	1	内野艶和(祐誠高等学校)	高校生	自転車	2019年ロードアジア選手権大会	平成31年4月	第三位
	2	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	2019年スペインジュニア国際大会	令和元年5月	優勝
	3	平川晃(久留米市ボウリング協会)	一般	ボウリング	第52回全日本シニアボウリング選手権大会 マスターズシニア部門	令和元年6月	優勝
	4	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	2019年グランプリ・モンテリオール	令和元年7月	優勝
	6	西村弥菜美(岡山シーガルズ)	一般	バレーボール	第20回女子U20(ジュニア)世界選手権大会	令和元年7月	優勝
	5	城戸颯真・小柳祥人・田中玲良	中学生	野球	アジアパシフィックゾーンチャンピオンシップトーナメント	令和元年7月	準優勝
	7	素根輝(環太平洋大学)	一般	柔道	2019年世界柔道選手権東京大会	令和元年8月	優勝
	8	内野艶和(祐誠高等学校)	高校生	自転車	2019UCIジュニアトラック世界選手権大会	令和元年8月	優勝
	9	梶原洋菜(荒木中学校)	中学生	パラバドミントン	2019ジュニアスポーツアジア交流大会	令和元年8月	優勝
	10	佐々木萌(忠武館・三国中学校)	中学生	空手	第2回アジア・オセアニア空手道選手権大会	令和元年8月	優勝
	12	西村弥菜美(岡山シーガルズ)	一般	バレーボール	第20回アジア女子選手権大会	令和元年8月	優勝
	11	井手伊織(山口県鴻城高等学校)	高校生	空手	第2回アジア・オセアニア空手道選手権大会	令和元年8月	準優勝
	15	伊藤優希(MIE WOMENS RUGBY CLUB PEARLS)	一般	ラグビー	アジアラグビーセブンズシリーズ2019 第3戦スリランカ大会	令和元年9月	優勝
	13	古賀宏和(BEAST GYM)	一般	ベンチプレス	2019年アジアベンチプレス選手権大会	令和元年9月	優勝 (アジア記録)
	14	流大(サントリー・サンゴリアス)	一般	ラグビー	ラグビーワールドカップ2019	令和元年9月	出場
	16	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	世界ジュニア柔道選手権大会	令和元年10月	優勝
	17	内野艶和(祐誠高等学校)	高校生	自転車	2020年アジア選手権大会-トラック-ジュニア	令和元年10月	優勝
	19	素根輝(環太平洋大学)	一般	柔道	グランドスラム大阪2019	令和元年11月	優勝
	18	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	グランドスラム大阪2019	令和元年11月	第3位
	20	別府優樹(久留米櫛間&別府優樹ジム)	一般	ボクシング	WBOアジアパシフィック・ウェルター級王座決定戦	令和元年12月	優勝
	21	田中光哉(プリストル・マイヤーズ スクイブ(株))	一般	テコンドー	サンマリエ・カップ	令和2年1月	優勝
	22	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	グランドスラム・パリ	令和2年2月	準優勝
	23	337(スリースリーセブン)	小・中学生	チアダンス	Jamfest Dance Super Nationals	令和2年2月	出場

※日時順、大会結果順

スポーツ大会成績優秀者 個人・団体(令和元年度分)

規模	No.	個人・団体名	区分	種目	大会名	日時	結果
全国大会	1	素根輝(環太平洋大学)	一般	柔道	平成31年全国選抜柔道体重別選手権大会	平成31年4月	優勝
	2	素根輝(環太平洋大学)	一般	柔道	皇后盃全日本女子柔道選手権大会	平成31年4月	優勝
	3	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	平成31年全国選抜柔道体重別選手権大会	平成31年4月	優勝
	4	吉田泰生(南筑高校)	高校生	柔道	平成31年度全日本カデ柔道体重別選手権大会	平成31年4月	第3位
	5	古賀宏和(BEAST GYM)	一般	ベンチプレス	第29回全日本実業団ベンチプレス選手権大会	令和元年5月	優勝(日本記録)
	6	倉富翔大(BEAST GYM)	一般	ベンチプレス	第29回全日本実業団ベンチプレス選手権大会	令和元年5月	準優勝
	7	PLEASURE SC	小学生	サッカー	チビリンピック2019JA全農杯全国小学生選抜サッカー決勝大会	令和元年5月	出場
	8	城戸颯真・小柳祥人(久留米ペトリオッツ)	中学生	野球	全日本地域対抗選手権大会兼第36回AP日本代表選手選考会	令和元年5月	出場
	9	中村新汰(真総合空手道園藝會)	小学生	空手道	第24回オーブントーナメントグランドチャンピオン決定戦全日本少年少女空手道選手権大会	令和元年6月	第3位
	10	草場優希(博多ハッカーズ)	一般	フライングディスク	文部科学大臣杯第44回アルティメット選手権大会	令和元年6月	出場
	11	徳久葉月(博多高校)	高校生	空手道	第62回全国空手道選手権大会	令和元年7月	準優勝
	12	井上永遠(久留米市卓球協会)	小学生	卓球	全農杯2019年全国日本卓球選手権大会	令和元年7月	出場
	13	井手伊織、波佐間誠二、内田隆介、宮崎真之介	高校生・一般	空手道	第62回全国空手道選手権大会	令和元年7月	出場
	14	秦清文、山中茂弘、笠澤一朗、坂井敏昭、愛甲洋美	一般	バウンドテニス	第37回全日本バウンドテニス選手権大会	令和元年7月	出場
	15	馬場伊吹(博多高校)	高校生	空手道	第62回全国空手道選手権大会	令和元年7月	出場
	16	福地恒介、國吉世暁、古賀虎太郎、土井晴佳、大淵真、大淵愛、龜山鉄心、山田楓斗、野林晃多、松本杏悟	小・中学生	剣道	第54回全国道場少年剣道大会	令和元年7月	出場
	17	久留米ペトリオッツ球団	中学生	野球	2019第45回全日本選手権ポニー大会	令和元年7月	出場
	18	古賀若菜(南筑高校)	高校生	柔道	令和元年度全国高等学校総合体育大会柔道競技大会	令和元年8月	優勝
	19	下川拓樹(鹿屋体育大学)	一般	カヌー	全日本インカレ K-2 200m	令和元年8月	優勝
	20	久留米ベースボールクラブGO AHEAD	中学生	野球	第9回全日本少年軟式野球クラブチーム選抜大会びわこカップ	令和元年8月	優勝
	21	橘田汰珠(江南中学校)	中学生	空手	カラテドリームフェスティバル2019全国大会	令和元年8月	優勝
	22	田原龍成(津福小学校)	小学生	ボクシング	第6回全日本アンダージュニアボクシング王座決定戦	令和元年8月	準優勝
	23	草場進太郎(久留米工業高等専門学校陸上競技部)	高校生・一般	陸上	第54回全国高等専門学校体育大会陸上競技 男子100m	令和元年8月	準優勝
	24	宮原圭純(ネイバーキッズ)	小学生	バドミントン	第20回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会	令和元年8月	準優勝
	25	井手凱王(明星中学校)	中学生	柔道	第50回全国中学校柔道大会	令和元年8月	準優勝
	26	球道ベースボールクラブ	中学生	野球	第13回全日本中学野球選手権大会 ジャイアンツカップ	令和元年8月	出場
	27	井千夏(宮ノ陣小学校)	小学生	陸上	日清食品カップ第35回全国小学生陸上競技交流大会	令和元年8月	出場
	28	小山凌駆、田川正翔、大石琉郁音、竹末梨乃、竹末伊吹、田川奈菜生、田中風花、執行凌英、中島那乙	小・中学生	空手道	第62回小学生・中学生全国空手道選手権大会	令和元年8月	出場
	29	西愛美(東京富士大学)	一般	ソフトボール	文部科学大臣杯第54回全日本大学女子ソフトボール選手権大会	令和元年8月	出場
	30	下川侑飛、村尾哲彦、稲田駿、笠すみれ、竹本蓮(祐誠高等学校)	高校生	陸上	秩父宮賜杯第72回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	令和元年8月	出場
	31	中村一仁(和道会久留米東支部)	小学生	空手道	第19回全日本少年少女空手道選手権大会	令和元年8月	出場
	32	球道ベースボールクラブ	中学生	野球	第13回全日本中学野球選手権大会 ジャイアンツカップ	令和元年8月	出場
	33	福岡レッドドリームス	中学生	ソフトボール	第19回全日本中学生男女ソフトボール大会	令和元年8月	出場
	34	西野紗永(津福小学校)	小学生	水泳	とびうお杯第34回全国少年少女水泳競技大会	令和元年8月	出場
	35	西野紗永(津福小学校)	小学生	水泳	第42回(2019年度)全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会	令和元年8月	出場
	36	堺恒貴(良山中学校)	中学生	空手道	令和元年度第27回全国中学生空手道選手権大会	令和元年8月	出場
	37	久留米工業高等専門学校バスケットボール部	高校生・一般	バスケットボール	第54回全国高等専門学校体育大会バスケットボール競技	令和元年8月	出場
	38	久留米工業高等専門学校バレーボール部	高校生・一般	バレーボール	第54回全国高等専門学校体育大会バレーボール競技	令和元年8月	出場
	39	久留米工業高等専門学校柔道部	一般	柔道	第54回全国高等専門学校体育大会柔道競技	令和元年8月	出場
	40	久留米工業高等専門学校硬式野球部	高校生・一般	硬式野球	第54回全国高等専門学校体育大会硬式野球競技	令和元年8月	出場
	41	久留米工業高等専門学校水泳部	一般	水泳	第54回全国高等専門学校体育大会水泳競技	令和元年8月	出場
	42	野田勇飛、横溝貴太(祐誠高等学校)	高校生	自転車	2019年JOCジュニアオリンピックカップ自転車競技大会	令和元年8月	出場

スポーツ大会成績優秀者 個人・団体(令和元年度分)

規模	No.	個人・団体名	区分	種目	大会名	日時	結果
全国大会	43	西雄大(筑陽学園高校)	高校生	野球	第101回全国高校野球選手権大会	令和元年8月	出場
	44	良永佑介(福岡工業大学)	高校生	野球	第42回全日本学生軟式野球選手権大会	令和元年8月	出場
	45	大石夢陽(山家ウイングス)	小学生	バドミントン	第20回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会	令和元年8月	出場
	46	田中亮誠(熊本工業高等学校)	高校生	野球	第101回全国高校野球選手権大会	令和元年8月	出場
	47	久留米商業高等学校	高校生	柔道	第59回空手道系東会全国選手権大会	令和元年8月	出場
	48	森田莉央(沖学園中学校)	中学生	ゴルフ	JOCジュニアオリンピックカップ2019年度(第25回)日本ジュニアゴルフ選手権競技	令和元年8月	出場
	49	梶村宜杜(篠山小学校)	小学生	水泳	とびうお杯第34回少年少女水泳競技大会	令和元年8月	出場
	50	小林優香(久留米競輪場グループ)	一般	自転車	第88回全日本自転車競技選手権大会	令和元年9月	優勝
	51	田中藍株式会社	一般	野球	高松宮杯第63回全日本軟式野球大会(1部)	令和元年9月	出場
	52	桐明輝子(福井県カヌー協会)	一般	カヌー	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」成年女子カヌースプリント・カナディアンシングル200m	令和元年10月	優勝
	53	田中秀虎(三瀬中学校)	中学生	陸上	第50回ジュニアオリンピック陸上競技大会	令和元年10月	出場
	54	祐誠高等学校陸上競技部	高校生	陸上競技	JOCジュニアオリンピックカップ大会第35回U20/第13回U18日本陸上競技選手権大会	令和元年10月	出場
	55	坂井百望(久留米市ボウリング協会)	一般	ボウリング	第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体	令和元年10月	出場
	56	関紀代子	一般	テニス	第81回日本商業開発(株)全日本ベテランテニス選手権'19	令和元年10月	出場
	57	中村真美	一般	弓道	第70回全日本弓道遠の選手権大会	令和元年10月	出場
	58	蒲池諒伍(福岡大学)	一般	陸上	日本グランプリシリーズ山口大会第16回田島直人記念陸上競技大会	令和元年10月	出場
	59	中尾柊太(高牟礼中学校)	中学生	陸上	第19回全国障害者スポーツ大会いきいき茨城ゆめ大会2019(中止)	令和元年10月	出場
	60	翁淑美(久留米市卓球協会)	一般	卓球	第32回全国ラージボール卓球大会	令和元年11月	準優勝
	61	大石陽士(牟田山中学校)	中学生	空手	第13回JKJO全日本ジュニア空手道選手権大会	令和元年11月	準優勝
	62	古賀若菜(南筑高等学校)	高校生	柔道	2019年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	令和元年11月	第3位
	63	間地容子	一般	テニス	ねりんピック紀の国わかやま2019テニス交流大会	令和元年11月	出場
	64	森昂琉、中村新汰(真総合空手道園藝會)	小学生	空手道	第13回JKJO全日本ジュニア空手道選手権大会	令和元年11月	出場
	65	337(スリースリーセブン)	小学生・中学生	チアダンス	ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2019	令和元年11月	出場
	66	堤葉子	一般	卓球	2019年全日本卓球選手権大会(マスターズの部)	令和元年11月	出場
	67	草場優希(博多ハッカーズ)	一般	フライングディスク	2019U-23アルティメット地区選抜対抗戦	令和元年11月	出場
	68	祐誠高等学校 女子弓道部	高校生	弓道	第38回全国高等学校弓道選抜大会	令和元年12月	優勝
	69	田中心温、馬田琳平、鍋島孝碩、横山暖乃(福岡県選抜)	中学生	ラグビー	第25回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会	令和元年12月	優勝
	70	祐誠高等学校	高校生	バスケットボール	令和元年度第72回全国高等学校バスケットボール選手権大会	令和元年12月	出場
	71	千葉翼(長崎総合科大附属高校)	高校生	サッカー	第98回全国高等学校サッカー選手権大会	令和元年12月	出場
	72	宮原圭純(ネイバーキッズ)	小学生	バドミントン	第28回全国小学生バドミントン選手権大会	令和元年12月	出場
	73	森昂琉・中村真虎・中村新汰・永利悠乃(真総合空手道園藝會)	小学生	空手道	第5回全日本少年少女空手道選手権大会	令和2年1月	出場
	74	福岡地区銃剣道連盟	一般	銃剣道	第19回全日本短剣道大会	令和2年2月	出場
	75	宮崎永久(祐誠高等学校)	高校生	陸上	第103回日本陸上競技選手権大会・室内競技 2020日本室内陸上競技大阪大会	令和2年2月	出場
	76	中村泰晃(園藝會)	小学生	空手道	第8回日本武道振興会チャンピオンカップ決勝大会	令和2年2月	出場
	77	梶村宜杜(篠山小学校)	小学生	水泳	きららカップ2020	令和2年2月	出場
	78	西野紗永(津福小学校)	小学生	水泳	きららカップ2020	令和2年2月	出場
79	橋永みはる	小学生	水泳	きららカップ2020	令和2年2月	出場	
80	Catillo北筑後	一般	フットサル	Super Sports XEBIO第20回F地域チャンピオンズリーグ	令和2年2月	出場	
81	池上大耀(三瀬中学校)	中学生	空手道	彩の国杯第14回全国中学生空手道選抜大会	令和2年3月	出場	
82	梶村宜杜(篠山小学校)	小学生	水泳	第42回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会	令和2年3月	出場	
83	三田夢佳(山口水球クラブ)	中学生	水球	第42回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会水球競技	令和2年3月	出場	
84	みづまキッズソフトテニスクラブ(浜岡朋希・石橋知樹)	小学生	ソフトテニス	第19回全国小学生ソフトテニス大会	令和2年3月	出場	
85	久留米アザレアU-12	小学生	サッカー	ダノンネーションズカップ2020 in JAPAN	令和2年3月	出場	
86	坂井百望(久留米市ボウリング協会)	一般	ボウリング	第58回全日本ボウリング選手権大会(中止)	令和2年3月	出場	

※日時順、大会結果順

「第4次久留米市子どもの読書活動推進計画」(案)に対する パブリック・コメントの結果について

令和2年1月8日(水)から令和2年2月7日(金)までの期間で、「第4次久留米市子どもの読書活動推進計画」(以下「計画」という)(案)についてのパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたのでご報告いたします。なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しています。

- 1 実施期間 令和2年1月8日(水)～令和2年2月7日(金)
- 2 意見件数 24件(1名、1団体)
- 3 提出方法

方 法	人数・団体数	件 数
郵 送	1	1件
F A X	1	23件
合 計	2	24件

4 意見の内訳

区 分	件 数
計画全般	9件
家庭・地域について	6件
幼稚園・保育所・認定こども園について	0件
学校について	2件
図書館について	4件
その他	3件
合 計	24件

5 意見の概要とそれに対する市の考え方

計画(案)に対するご意見の概要と市の考え方は【別添1】のとおりです。

※意見の趣旨に基づいて計画(案)を修正するものは、次頁のとおりです。

○意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの

該当頁	意見の概要	市の考え方				
15	<p>『3 第3次計画における子ども読書活動推進の現状と課題』 『(2)ライフステージから見た各領域における課題』</p> <p>『②学童期(小学生)』の16行目「…利用が多いとは言えず、<u>障がいの内容に応じた提供も含めて…</u>」と下線部を追加。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「障害の内容に応じた提供も含めて」に修正いたします。「障害」の表記については、法令用語に準拠することを基本といたします。</p> <p>【修正前】 …利用が多いとは言えず、提供方法も含めてサービスのあり方を…</p> <p>【修正後】 …利用が多いとは言えず、<u>障害の内容に応じた提供方法も含めてサービスのあり方を…</u></p>				
26	<p>『第4章 施策表』</p> <p>No.10「男女平等推進センター図書情報ステーション」の内容に、「○ジェンダーの視点で書かれた絵本・児童書の収集」を加える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供」に修正いたします。</p> <p>【修正前】</p> <table border="1" data-bbox="799 1149 1449 1245"> <tr> <td data-bbox="799 1149 1066 1245">男女平等推進センター図書情報ステーション</td> <td data-bbox="1066 1149 1449 1245">○絵本スペース設置、貸出</td> </tr> </table> <p>【修正後】</p> <table border="1" data-bbox="799 1346 1449 1487"> <tr> <td data-bbox="799 1346 1066 1487">男女平等推進センター図書情報ステーション</td> <td data-bbox="1066 1346 1449 1487">○男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供</td> </tr> </table>	男女平等推進センター図書情報ステーション	○絵本スペース設置、貸出	男女平等推進センター図書情報ステーション	○男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供
男女平等推進センター図書情報ステーション	○絵本スペース設置、貸出					
男女平等推進センター図書情報ステーション	○男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供					

「第4次久留米市子どもの読書活動推進計画（案）」に対する意見の概要及び市の考え方

【全体】

整理番号	提出者	頁	意見概要	市の考え方
1	市内団体	10～11	(1) 読書量と不読率 アンケート項目からの分析だけでなく、学校規模や図書司書の配置によって課題があると思われるので、もっと丁寧な分析がほしい。また、図書司書も含めたアンケートにしてほしい。	今回のアンケートでは、スマホ等のアンケートを追加しました。ご意見は、今後の事務の参考とさせていただきます。
2	市内団体	12	(7) スマートフォン・インターネット等についての12行目「…必要があります」の後に、「インターネットの利用については、メディアリテラシーや個人情報保護についても学習の機会を設ける必要があります。」と付け加えて欲しい。	メディアリテラシーなど情報教育については、各学校の状況に応じて取り組んでいますので、原案のとおりといたします。
3	市内団体	15	②学童期（小学生）の7行目「一方で、学校では、 <u>学力テストの対策など学校の時間が過密になっていること等で、読書タイムなどの読書推進活動を取りにくくなってきています。また、行動や…</u> 」と下線部を挿入。	各学校では、国語等の指導の時間に多読や並行読書を行ったり、家読の取組も年々増加傾向にあったりと、工夫した読書推進活動が行われておりますので、原案のとおりといたします。
4	市内団体	18	P13の第3次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」で、国は高校生の不読率の改善目標をあげている。市は、高校生にアンケートは取っているのに、不読率の目標値は立てられていない。高校生にも目標値を定めて欲しい。	高校生は市外からの学生も多く目標値に入れるのは難しい状況にあります。今後、市立高校以外の高校から協力を得られれば、次回から検討いたします。
5	市内団体	20	・学童期（小学生）の2行目「…また、ひとり読みを始め、 <u>読書が楽しいと思いい、自ら読書習慣を…</u> 」下線部を挿入。	子どもにとって読書が楽しいものであることは大前提と考えます。それを踏まえ、心に残る本との出会いを支援していくよう努めますので、原案のとおりといたします。
6	市内団体	21	4行目に「中高生になると、スマホやタブレット、パソコンを使って電子書籍で読書をしたり、情報を得たりする人が増えています。この中には、性暴力や差別的な表現が含まれている場合もあるため、メディアリテラシーや個人情報保護に関する教育に取り組みます。」を追加して欲しい。	メディアリテラシーなど情報教育については、各学校の状況に応じて取り組んでいますので、原案のとおりといたします。
7	市内団体		子どもの不読率などの調査が掲載されているが、男女別のデータ処理をお願いしたい。 読書にも子どもたちが性別による違いがあるのではないかと推察され、男女別の読書傾向を調査すべきだと考える。	今回のアンケートには性別を問うていません。今後のアンケートの実施にあたっては、対応したいと考えております。

【別添1】

8	市内 団体		子ども読書活動の意義を、久留米市としてはどう捉えているかを計画の中に明示してもらいたい。また、計画策定の背景として、平成12年を「子ども読書年」とした衆参両議院決議からの流れを明示してもらいたい。	子ども読書活動の意義については20ページから21ページを中心に記載しています。「子ども読書年」については、4ページに記載いたします。
9	市内 団体		母子健康手帳に、読み聞かせの記録欄を導入してほしい。	母子健康手帳に読み聞かせの記録欄を導入することは困難です。市立図書館では読書手帳の準備を行っており、これにより対応したいと考えております。

【家庭・地域】

整理 番号	提出者	頁	意見概要	市の考え方
10	市内 団体	19	学校の欄の2行目に「…学校図書館の整備、 <u>「らるご」の図書</u> の整備」と下線部を挿入。	「らるご」では蔵書の充実を図っています。また隣接地にある中央図書館での読書活動を進めていますので、原案のとおりといたします。
11	市内 団体	19	家庭・地域の欄の2行目に「学童保育所、 <u>子ども食堂、くるめっこ館</u> へ読書活動支援、 <u>シティプラザ</u> については <u>図書コーナーの新設、家読…</u> 」下線部を挿入。	第4次計画において、多くの領域で子どもの読書活動のための環境整備に取り組んでまいりますので、原案のとおりといたします。
12	市内 団体	21	(1) 家庭での読書活動への支援の最後の行に、子どものライフステージに応じた啓発や支援の具体策を記載して欲しい。	ライフステージごとの施策の整理は検討しましたが、具体策はライフステージに収まらない場合が多く、領域ごとに行ないました。また、発達段階ごとの読書の意義や方策の方向性については、20ページから21ページに記載していますので、原案のとおりといたします。
13	市内 団体	21	(2) 地域での読書環境の整備の最後の行に、地域での子どもの読書環境の整備の具体的内容を記載して欲しい。	施策表(26ページ)に記入していますので、原案のとおりといたします。
14	市内 団体	26	「セカンドブック」の導入。13ページに中学生までの読書習慣の形成の重要性が指摘されている。ブックスタートには力を入れられているが、参加率が70%である。本市でも健診時に、2回目の絵本配布セカンドブックを行ってほしい。	図書館において赤ちゃん向けの読み聞かせを充実してまいります。また、地域の施設において読み聞かせや読書スペースの充実を進めますので、原案のとおりといたします。
15	市内 団体	26	No.10「男女平等推進センター図書情報ステーション」の内容に、「 <u>〇ジェンダー</u> の視点で書かれた絵本・児童書の収集」を加える。	ご意見を踏まえ、「男女平等の視点に立った絵本・児童図書の収集・貸出・情報提供」に修正いたします。

【学校】

整理番号	提出者	頁	意見概要	市の考え方
16	市内団体	22	(1) 学校と学校図書館の読書環境の整備の10行目「…果たしてまいります。そのためには図書館司書の安定的で継続的な配置に努めます。」に下線部分を挿入。	現在、学校司書は、全校配置の状況にあり、今後とも継続的な配置について努めてまいりますので、原案のとおりといたします。
17	市内団体		学校図書館の地域への開放 開かれた学校が求められている中、教育活動に支障のない範囲で学校図書館を開放するために、必要な条件整備などを検討してほしい。	ご意見のとおり、学校の抱える教育課題に対応する取組は、大変重要なことですので、今後の参考にさせていただきます。

【図書館】

整理番号	提出者	頁	意見概要	市の考え方
18	個人		タブレット、スマホが普及し、図書館の危機と言われ続けていました。どんなに司書やボランティアが頑張っても、図書館の利用者は減少します。 親はスマホを使えて、子どもは、どこに座っても安全安心に本が読める隠れ家的な空間作りなど、子どもがわくわくするような図書館に変わる必要があると思います。	ご意見のとおり、タブレットやスマホが普及し、電子書籍の出版点数も増え、読書環境は大きく変化しています。従来の図書館サービスに留まらず、情報収集を行いながら、子どもや保護者にとって魅力ある図書館作りを目指してまいります。
19	市内団体	15	②学童期（小学生）の16行目「…利用が多いとは言えず、障がいの内容に応じた提供も含めて…」と下線部を追加。	ご意見を踏まえ、「障害の内容に応じた提供も含めて」に修正いたします。「障害」の表記については、法令用語に準拠することを基本といたします。
20	市内団体	23	(3) 読書バリアフリー法の取り組み バリアフリー法の制定を受けて、読書に困難のある障がい者の環境整備を取り組むとともに、法対象外の障がいを持つ子ども、外国語を母国語とする子ども、長期入院児童などバリアを持つ全ての児童生徒に対して、きめ細かい取り組みの仕組みを作りたい。	前段については、障害等で読書が困難な子どもが楽しめるおはなし会等の実施を進めます。後段については、長期入院児童への病院学級での児童書の貸出を進め、外国語を母国語とする子どもへの対応は、情報収集を行ってまいります。
21	市内団体	28	No.33「団体貸付」の内容の「学童保育所、子ども食堂など…」と下線部を追加。	子ども食堂には「団体貸出」の希望調査を定期的に行い、対応を行っていますので、原案のとおりといたします。

【その他】

整理番号	提出者	頁	意見概要	市の考え方
22	市内団体	24	(3) 人材育成・配置の3行目「…計画推進に重要です。これらの専門的職員については、 <u>継続的に関われるような配置を推進します。</u> 」と下線部を追加。	専門的職員が経験を積むことは重要であると認識しております。今後も子どもの読書について知識が豊富な職員の育成に努めてまいりますので、原案のとおりといたします。
23	市内団体		より積極的な読書活動を促すために「子ども読書の日」4月23日「文字・活字文化の日」10月27日を中心に広報啓発を強化してほしい。	24ページに記載しているとおり行事実施を行うとともに、広報啓発を充実してまいります。
24	市内団体		創作、本の帯制作などのコンクールによる啓発を行うなど、読書に対する子どもの関心を高めるようなイベントを増やしてほしい。	久留米市美術館イベントに合わせた作品募集など行ってきましたが、より読書への関心を高めるイベントや講座に取り組んでまいります。